

第百六十二回国会
衆議院
法務委員会
議 録 第 四 号

平成十七年三月八日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 塩崎 恭久君

理事 園田 博之君

理事 平沢 勝栄君

理事 津川 祥吾君

理事 山内おさむ君

井上 信治君

左藤 章君

柴山 昌彦君

早川 忠孝君

三原 朝彦君

森山 眞弓君

柳澤 伯夫君

加藤 公一君

小林千代美君

樽井 良和君

松野 信夫君

和田 隆志君

富田 茂之君

田村 憲久君

吉野 正芳君

伴野 豊君

漆原 良夫君

大前 繁雄君

笹川 堯君

谷 公一君

松島みどり君

水野 賢一君

保岡 興治君

柳本 卓治君

河村たかし君

佐々木秀典君

辻 恵君

松本 大輔君

江田 康幸君

法務大臣 南野知恵子君

法務副大臣 滝 実君

法務大臣政務官 富田 茂之君

最高裁判所事務総局総務局長 園尾 隆司君

最高裁判所事務総局経理局長 大谷 剛彦君

最高裁判所事務総局刑事局長 大谷 直人君

最高裁判所事務総局行政局長 高橋 利文君

政府参考人 (法務省大臣官房司法法制部) 倉吉 敬君

(政府参考人 法務省民事局長)

(政府参考人 文部科学省大臣官房審議官)

法務委員会専門員

委員の異動

三月八日

辞任

仙谷 由人君

同日

辞任

和田 隆志君

補欠選任

和田 隆志君

補欠選任

仙谷 由人君

三月八日

不動産登記法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一号)

不動産登記法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)

○塩崎委員長

これより会議を開きます。

内閣提出、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

寺田 逸郎君

保君

小菅 修一君

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として法務省大臣官房司法法制部長倉吉敬君、法務省民事局長寺田逸郎君、文部科学省大臣官房審議官徳永保君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○塩崎委員長

御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○塩崎委員長

この際、お諮りいたします。

本日、最高裁判所事務総局園尾総務局長、大谷経理局長、大谷刑事局長及び高橋行政局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと認めます。〕

○塩崎委員長

御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○塩崎委員長

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。松野信夫君。

○松野(信)委員

民主党の松野信夫です。

きょうは、トップバッターということで質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、管轄の方について伺いをしたいと思います。

今回のこの法案というものは、市町村合併がなされるということを踏まえて、従来どおりの管轄を基本的には維持していこう、こういうことかと思えます。この管轄の問題というのは案外見落とされがちですけれども、実務家にとってはかなり重要なところであります。管轄がどうなるかというところで、結構、勝負がそれについてしまうと

いうようなことも実際問題ではありますので、やはり重要な問題だということで取り上げていきたいと思えます。

それで、市町村合併というようなことが進んでいるわけですから、それに伴って管轄がどういふふうになっていくかということ、これはある意味では仕方がないところかなと思いますが、やはり当該住民にとっては、管轄、管轄というのは余りびんとかない問題ではなからうか。

市町村合併というのはかなり関心も高い、マスコミでもよく報道がなされる。ですから、うちの町あるいは村がどうなるかというのはかなり関心がありますけれども、裁判所の管轄というのは余りびんとかないところがあるかと思うので、管轄問題はこうなりますということ地域住民にしっかりと周知していくことがやはり大変大事なことだろうと思えますが、この点についてはどういふふうな形で周知徹底を図るのか、まずこの点について伺いたいと思います。

○園尾最高裁判所長官代理者

管轄の変更に関する住民への周知につきましては、まず、今回の法案の提出に先立ちまして、複数の裁判所の管轄区域をまたがって合併する地域の合併協議会に対して、地元の地方裁判所を通じて、合併に伴う管轄区域への影響を説明させていただいております。

また、法改正後には、地元自治体や関係機関に改正内容を改めて周知いたしますほか、裁判所の窓口やホームページにおいて改正の内容の周知に努めまして、裁判所の利用者に支障が生じないように配慮をしていこうというように考えております。

○松野(信)委員

きっちり周知徹底されて、そのとおり運用されればいいんですが、現実には、市町村合併がなされたということで、間違った管轄

の裁判所に各種裁判あるいはその他の申し立てがなされるということも、これは十分あり得ることだろうと思います。

それで、裁判所の方が、間違っていますよというところで、例えば管轄違いで却下してしまうとか、あるいは移送とかいうふうな、確かに、法律的に言えばそのような形になってしまうのかも知れませんが、その辺は当分の間はかなり弾力的に、例えば事実上の移送というような形で、ある程度のサービスをしてあげるといふような配慮があってもおかしくないと思いますが、その点はどうでしょうか。

○**國尾最高裁判所長官代理者** 誤った管轄裁判所に申し立てがなされた場合には、法律の規定に従いますと、基本的には、却下をするということではなくて、正しい管轄裁判所に移送するということになります。

ただ、それでは手続に時間がかかってしまいますので、ただいまの事実上の移送というような御質問かと思いますが、誤った管轄裁判所の窓口で申し立てがなされたときには、窓口の段階で正しい管轄裁判所を御案内させていただいて、そこに御提出をいただくというのが最も適当であろうというふうに考えておりまして、このようなことを徹底して行うという考えでございます。

○**松野(信)委員** ありがとうございます。それから、今回の市町村合併で管轄の問題が発生するのは、要するに簡易裁判所だけかというふうに承知しております。地方裁判所の本庁ないし支部には特段の影響はないのではないかなというふうに思っております。

そうすると、簡裁というものに関して見ますと、簡裁も最近はいろいろと事件の移動もかなりあったり、聞くところによりますと、いわゆる特定調停の申し立てが非常にふえているというようなことで、簡裁もそれなりの事件の動きというものがかなりなされているように聞いております。最近の簡裁の事件数の動向、あるいは特定調停がふえているということで、やはり調停委員とい

うものをしっかりと確保しなきゃいけないし、その質とか量とかはどういうふうに担保していくのか、この辺についてもお聞かせいただきたいと思っています。

○**國尾最高裁判所長官代理者** 御指摘のように、簡裁の民事事件は大変ふえておりまして、民事訴訟事件は平成十六年には十年間で過去最高の約三十七万一千件になるということでございまして、十六年民事調停事件も、平成十五年がピークで、十六年はやや減少しましたものの、大変高原状態が続くということで、平成七年の約三・四倍の四十七万九千件というのが平成十六年の民事調停事件となっております。そのうちで、御指摘のように、特定調停事件というのは八割以上を占めるという状況でございます。特定調停事件の増加ということが民事調停事件の増加の要因になっておるわけでございます。

したがっていまして、その執務体制、事件処理体制を整備していかなければならないということでございまして、調停委員に関して申し上げますと、平成十六年における民事調停委員数は、特定調停が導入されました平成十二年に比べて約二千人増加しております。一万四千人余りということになっております。

先ほど述べましたとおり、民事調停事件数はなお高原状態が続いておることでございます。平成十六年にやや事件数が減少したというところではございますが、引き続きこの事件処理の体制には十分な努力をしていかなければいけないというふうに考えておりまして、調停委員の確保についても万全を期していきたいというふうに思っております。

○**松野(信)委員** ありがとうございます。ぜひ、地域住民の要請、これはある意味では経済政策の失敗の一つの結果でもなかるうかと思えますが、破産事件がふえている、特定調停が非常にふえているということで、現実にはそういう今お話しいただいたような事件数になっているわけ、ぜひしっかりと、特定調停に当たる人たちの

確保、これをお願いしたいと思います。

それから、続いて、裁判所の定員の問題についてお伺いをしていきたいと思えます。

今回、この法案で、また若干裁判官の定員がふえるということがあります。しかし、長い間法曹のあり方をずっと見てまいりました。我が国の裁判官にしても検察官にしても、必ずしも余りふえてきてはいない。どちらかというと、法曹人口でいうならば、弁護士の方は数がだんだんふえてきているわけですが、弁護士も、そしてまた事件数も着実にふえてきています。最近では破産事件あたりも大変多いわけですね。しかし、それに伴って、検察官は必ずしもふえていないわけでは

ない。今回もわずかな、いわゆる微増にとどまるというふうなことでありまして、今後、司法で物事を解決して安心、安全な社会をつくるべく、大臣がおっしゃるそういうような社会をつくるべく、これには、裁判官、検察官の質そして量、これをやりくりし、確保していくということが大変大事なことでありまして、この点についての大臣の所見を伺いたいと思えます。

○**南野国務大臣** ありがとうございます。お答え申し上げます。

国民の期待にこたえる司法を構築するというこの大きな課題に向かいます。これはもう不可欠であるかと思っております。そのためには、法曹人口の増加を図る中で、裁判官、検察官につきましてもより一層の充実強化を図っていかなければならない、そのような必要があるというふうに考えております。

また、法務省といたしましても、司法制度改革の進捗状況やその時々における事件数、社会の需要などを踏まえまして、関係省庁とも相談しながら、人的基盤の一層の充実強化に向けて適切な措置を講じてまいりたいと考えております。先生の御懸念が少しでも晴れるといいなというふうに思っておりますので、努力してまいります。

す。

○**松野(信)委員** ぜひ、大臣のお気持ちに沿うような形で、裁判官、検察官の質と量をしっかりと確保していくような、そういう方向でお願いをしたいと思えます。

少し具体的に見てまいりますと、実際に事件数というのはやはりかなりふえているというふうな統計的にもあらわれているのではないかと思います。

一番典型的な数字で見ますと、いわゆる民事事件、一般の民事事件の件数、地方裁判所における第一審の通常訴訟ですが、これの新受事件数、これも確実にふえているわけですね。かなり前のところで数字を見ますと、昭和三十年の段階で六万三千九十という事件数であったものが、平成十五年の段階だと十五万七千八百三十三ということでありまして、二・六倍になっております。刑事事件も、それほどではないですけれども、昭和三十年で約八万ぐらいたったのが平成十五年で十一万になっていて、こういう状況であります。

裁判官の数というのは、昭和三十年の段階ですと二千三百二十七人ということになっていたのが、平成十五年で三千三百三十九人ということでありまして、一・三三倍、三割増し程度にしかふえていないわけですね。今回、また若干づつはふえるかなというふうに思いますが、どうも統計的には、事件数の伸びよりは裁判官の数はふえていないというのが率直なところではないかなというふうに思っています。

全く事件数と同等にふやすのがいいかどうかというのはいろいろ議論もあらうかと思いますが、裁判官が丁寧で、そして迅速に事件を処理するということがあれば、もともととふやしていつてしかるべきではないかなというふうに私は思いますが、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

○**國尾最高裁判所長官代理者** 裁判官の執務についての大変御理解のある御質問をいただきました。

御指摘のように、民事訴訟事件は戦後一貫して増加しておりまして、刑事訴訟事件は、増減を繰り返しておるといことがございますものの、平成五年以降は一貫して増加しておるといことで、平成十六年には刑事事件も過去最高の記録を更新するというような状況になっております。

裁判所におきましては、これらの事件動向を踏まえまして、裁判所における裁判官の増員を実現してきておるわけでございますが、さまざまな要素を考慮してその増員数を検討していくということとでございます。平成七年以降十年間の裁判官の増員数は三百三十九人というようになっておるわけでございます。

裁判所としましては、今後ともより一層適正かつ迅速な裁判の実現を図っていくために、事件動向等を踏まえまして、しかるべく増員を検討していきたいというように考えておりますので、よろしく願います。

○松野信委員 ぜひ増員をお考えいただきたい、今後とも。

というのは、例えば、どうも裁判所というのは、予算を確保するという面についてもどれくらい熱心に行っているのかな、また裁判官の数をふやしていくことについてもどれくらい熱心に行っているのかなというふうに考えますと、やや疑問なしとしないところがこれまでの経過であります。

たまたま私の方が現職の裁判所の裁判官という話をしたりしますと、例えば所長クラスになりますと、少ない裁判官の数でたくさん事件を処理する、これが優秀な裁判官の目安だということなことを平気な顔をして言うんですね。どんな事件を処理する、それが優秀な裁判官のメルクマールだ、ちんたらちんたら事件処理が遅いのはだめだ、こういうような雰囲気、優秀な裁判官というのはたくさん事件を抱えてどんどん処理する、それが優秀だというふうにも思っている節があるのではないかな。

私は、決してそういうことではない、当事者が納得するような丁寧な処理というのがやはり必要

なことではないか、こう思っております。

それで、少し具体的な事件数の中身を見てまいりますと、私が調べている中では、特にやはり破産事件、これはかなりふえているわけですね。最近の統計ですと、平成十五年では、二十五万件を超えるという状況です。過去をさかのぼりますと、昭和六十年から平成二年ぐらいまで、ちょうどバブルのころは大体一百万台です。一万年、十六年はまだ出ていないかもしれませんが大体似たような数字で、二十五万件を超える、もう十倍以上になっている、こういうような状況であります。これは、破産だけではなくて、民事再生とかあるいは個人再生とか、それから先ほどお聞きしました簡裁における特定調停、要するにもう借金だらけで借金に追われている人たちが助けを求める、こういう事件が残念ながら非常にふえているわけでありまして。

実際に見ますと、裁判官だけでなく書記官も大変だ。どうも裁判官は手が回らないのか、かなり書記官に、ある意味では、ちょっと、言うところ見受けられます。そういう状況にあります。

また、家裁、家庭裁判所の方、これも民事訴訟法が改正されまして、離婚事件もこちらで扱うというようなことになっておりますし、また、実際、離婚というものが残念ながらふえているわけでありまして、調停あたりも、また審判も実際にふえているということでありまして、そういうような破産とかの特にふえている事件、そういうものに裁判官なりあるいは書記官なりをやはり重点的に配備していくというようなことが内部としても非常に重要なことではないかと思っております、この点はどのようにされているんでしょうか。

○国尾最高裁判所長官代理者 ただいまのような、事件が増えるというような事態になりますと、裁判官、裁判所書記官、その他裁判所の職員が一丸となって事件と格闘するということになるわけでございますが、その事件への対処の仕方

は、例えば庁の規模あるいはその管内の弁護士の数、そういうようなことによっても影響されておりました、さまざまな工夫をしておるわけでございます。しかしながら、それでもやはり増員をしないといけないと事件の処理の新しい工夫も円滑に進めたいというようなこともございますので、増員の努力もしていくということで、並行して努力をしておるわけでございます。

具体的な事件の内容について申しますと、破産事件は、ただいま御指摘のとおり、平成十五年には過去最高の二十五万件に達しまして、その後、平成十六年には一割余り減少するという事態になりましたが、なお高原状態の状況にあります。民事訴訟事件についても、これは平成十六年まで増加の傾向が続いております。

このような中で、裁判所といたしましては、大都市圏の繁忙庁を中心に裁判官の増配置を行ってきておるところでございます。例えば大規模庁の東京地裁の倒産部の裁判官について見てみますと、破産事件を担当する部署では、平成七年の七人から、平成十六年には十三人に増配置をするというようなことをやっております。

民事訴訟事件について申しますと、平成十六年四月から地方裁判所から家庭裁判所に事件が移管されたわけでございますが、これは地方裁判所から家庭裁判所への事件のシフトでございますので、これに必要必要な配置の見直しを行ったところでございまして、東京家裁を例にとりますと、平成十六年四月には東京地裁から東京家裁へ四人の裁判官を移していくことを行っておりますところでございます。

今後とも、各庁の事件動向や事件処理状況等を踏まえつつ、機動的な人的体制の整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

○松野(信)委員 ぜひ、人的な配置についても配慮をお願いしたいと思います。それから、修習生の問題について考えますと、これも数字を具体的に見ますと、最近、司法修習生の数、これは着実に増加をしているわけであり

ます。数字的に見ても、例えば平成七年の、これは修習期という四十七期は修習終了が六百三十三人、平成八年だと六百九十九人、平成九年七百二十人というふうに着実にふえているし、平成十六年、五十七期の修習終了が千七百七十八人というところで、だんだん司法修習生の数がふえている。今後とも、これは法科大学院との関係でふえていくことが予想されるわけです。

ところが、実際に任官をしている数はどうなんだというふうに見ますと、これは裁判官をふやすというふうには言っておきながら、数は余り変わっていないんです。任官者、平成七年九十九人、平成八年も九十九人、大体百人前後ぐらいになっていて、平成十五年で百一人、平成十六年で百八人ということで、裁判官の数はふやすというふう

に言っているんですが、実際に司法修習生が卒業して任官をするというふうになった場合の任官者の数というのは、ここ十数年、大体百人前後ぐらいで、余り変わりがない。

修習生の間には、一時、逆肩たたきということ、あなたは任官やめろ、もう難しいよということ、で、任官したいという人に対して逆肩たたきのような形であきらめさせる、こういうようなこととありまして、もう少し、新しく卒業する修習生の中から裁判官として任官をとつたらどうかというふうには私は率直に思っているんですが、この点はどうですか。

○国尾最高裁判所長官代理者 裁判官の増員を図ってございまして、その増員は、裁判官の退職者数等のいわゆる減耗数と増員数を加えまして、これについて新たに裁判官を充員していくということを採用しておるわけでございます。

このような状況の中で、ただいま御指摘のような司法修習生からの採用という数を見てまいりますと、例えば過去十年間で比べました場合には、十年前には全修習終了者のおよそ一四〇程度が、最前最近では一〇〇%を若干切っておりますが、九・一%という状況になっておりまして、そのよ

うな、裁判官に任用される率が若干減少しておるということとはございます。

ただ、これは、この司法制度の改革の中で弁護士数の増加というのは、一つは法の支配を徹底していくということ、社会の津々浦々に法の支配を徹底していくというようなことで弁護士数の増加ということが図られておるわけでございまして、裁判官の数というのは新しい事件数というものをしながらやっておるところからこのように乖離が出てくるわけでございますが、ただ、大きな目で見てみますと、ただいま御指摘のように、司法の規模が大きくなるということに従いまして裁判官の増員というのにも必要になってくるという認識でございまして、そのような心構えで裁判官の増員を求めているということとございまして、今後とも一層そのような努力を続けていきたいというように考えております。

○松野(信)委員 ぜひ裁判官の増員を考えていただかなければならないと思ひますし、また、少し長期的な観点で見ましても、昨年、裁判員法というものが成立をいたしました、この委員会でもかなり議論をしたわけでありますが、これが平成二十一年から実施されるということで、新たな裁判員制度というものが現実に入ってくる。その辺も見据えて裁判官の増員計画というのはやはり立てていかなければいけないのではないかと、こういうふうに思っております。

時間が余りありませんので、最後に、下級裁判所裁判官指名諮問委員会、これについて伺ひをしておきたいと思ひます。

これは平成十五年から、法曹三者及び学識経験者によつて下級裁判所裁判官指名諮問委員会というものが設置されているものであります。これは従来ですと、こういうような指名諮問委員会なしに最高裁が例えば任命するというような形、あるいは再任を拒否するというようなことで、多少物議を醸したときもありますけれども、そういうのをできるだけ避けよう、できるだけ第三者の目も入れて、こういうことで、このこと自体が直ちに悪

いというふうには言えないと思ひます。こういうのでできるだけ客観性を担保していくということが大事なことだろうと思ひます。

ただ、やはり、場合によっては再任を拒否される、あるいは任官を拒否されるというその本人に對して、しっかりと説明なり納得がいくような措置というものが大事なことだろうというふうには思っております。

その中で見ますと、諮問委員会の規則の第四条には、最高裁の方は、候補者について指名するかしたりしたときには決定の理由を委員会に告げる、こういうふうな規定になってはいるんですね。これはこれでいいんですが、肝心の、例えば再任を拒否される、任官を拒否されるその本人に對してはきちんとした説明がなされるのかどうか、その点はどうでしょうか。

○國尾最高裁判所長官代理者 この下級裁判所裁判官指名諮問委員会という制度は、これは、裁判官の任命の公平性、中立性を保つということ、それから、第三者をこの委員会の委員に任命するというところで、そこに情報が集まるということと任命の透明性も確保するというところで制度がつくられてまして、運用されておるところでございます。本人への告知、本人への推薦をやるかどうかについての理由の告知ということに關しましては、現在、概括的な告知をそれぞれにしておることとはございまして、その内容をどの程度詳細に告知するかにつきましては、これは、この指名諮問委員会が十一人の合議体から成つておるということと、その合議体の中の全員の一致したところから指名諮問委員会の意思になるということとでございまして、その理由の開示の方法についても、これは委員会の中で鋭意検討して、ただいまの御指摘のような、そのような意見も寄せられておりますので、委員会の中で独立性を持つて検討するということが続いておりますのでござい

います。いま少し、平成十五年にできた制度でございますので、この制度の成り行きを見守つていただければありがたいというふうに思っております。

○松野(信)委員 時間が来ましたので終わりたいと思ひますが、私も、この成り行きは十分注視をしていきたいと思ひますし、できるだけ客観性、そして透明性があるような任官の仕方、これを追求していきたいと思ひます。ありがとうございます。

○塩崎委員長 次に、松本大輔君。

○松本(大)委員 民主党の松本大輔です。

本日は、裁判所職員定員法の改正案を取り上げたいと思ひます。

法務省作成の関係資料を読みますと、三ページに提案理由説明、「この法律案は」裁判所の職員の定員数を増加する理由として、「下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため」とされております。下級裁判所における事件と一口に言ってもいろいろだと思つて読み進めていたんですが、二十三日ページにより詳しい説明がありました。理由は(一)から(三)まで三つ掲げられておりました。「(一)民事訴訟事件・知的財産権事件の審理充実」「(二)倒産事件処理の充実強化」「(三)刑事訴訟事件の審理充実・裁判員制度導入の態勢整備」とあります。

本日は、時間の関係もありますので、この(一)、イの一番に取り上げられております「知的財産権事件の審理充実」という観点から御質問させていただきます。

知的財産権といえませんが、思ひ浮かんでくるのが来月設置される知財高裁ではないかなというふうに思ふんですが、現状を見る限りでは、私は、むしろ特許高裁と言う方が実態に近いのではないかなという印象を受けております。

と申しますのも、特許などの技術型の知財訴訟については東京、大阪両地裁そして知財高裁に集約する、一方で、意匠権とか著作権とか商標権といういわゆる非技術型の知財訴訟に關しては集約しないというふうにされているからですね。非常に中途半端じゃないかな、知財高裁というよりはむしろ特許高裁に近い、中途半端じゃないかなと

いう印象を受けたわけです。そこで、法務省にまず伺ひたいと思ひます。

なぜ非技術型の知財訴訟について專屬管轄としなかったのか、知財訴訟に關して技術型と非技術型とで取り扱いを分けた理由について、根拠について御説明をお願いします。

○寺田政府参考人 ただいま委員が御指摘になりました管轄の点は、平成十五年の民事訴訟法の改正で行われたものでございますが、この改正においては、特許権でありますとか実用新案権のような類型の訴訟については非常に審理が高度技術的な分野にかかわることが多いものでございまして、その審理に当たる体制もそれなりにその専門技術性に対応できるようなものでなければならぬということがございます。

また、審理の実態をいたしまして、こういうような類型の訴訟においては非常に書面審理であることが多くわけでございまして。したがって、その際に、こういう類型の訴訟については東京と大阪のような専門的な処理体制の充実しているところと集約して審理を行おうという判断が行われたわけでございまして。

他方、意匠でございましてとか商標でございましてとかあるいは著作権のようなものは、これほど専門技術性が高いというものが多くわけではございません。むしろ、非常に地域に密着した出来事というものが紛争の対象になることもあるわけでございます。

例えば、地域におけるお酒の銘柄、ブランドというふうなものをめぐる争いというふうなものがこれらの中には含まれるわけでございましてけれども、そういった争いは審理の内容そのものが非常に地域密着型であると同時に、審理の中身が、証人申請が行われることが多いわけでございまして、これらのものを一括して東京なり大阪なりに集中させるということになりますと、訴訟当事者の方の御不便というものも、便利になる面はないわけではございませんけれども、しかしそういう

御不便というものをやはり相当重視しなきゃならないという配慮をしなきゃならないわけでございます。そこで、これらのものは必ずしも東京と大阪に集約するということはしないという扱いをしたわけでございます。

他方、これらの商標のようなものであっても、専門技術性が高いものもないわけではございません。したがって、その際に、当事者の選択によって、これらのものを東京と大阪の専門体制の充実した裁判の処理ができる裁判所に訴えを提起することができるといふ扱いも同時にいたしてこれらのバランスをとっている、こういう考え方に基づくものでございます。

○松本(大)委員 詳しく御答弁をいただいたんですが、私なりに端的に今の御答弁をまとめますと、著作権のような非技術型のものについては、地域に密着しているので、東京、大阪に集中するのは御不便もあろうか、だからその点に配慮した、集約することはしないということだったんですが、では、実際に起こされている訴訟はどこで起きているのかというのを見てみたいと思うんですけれども、今度は最高裁にお伺いします。

知財訴訟における一番の新受件数、新規受け入れの件数、東京、大阪以外の地域が占める割合が何%あるのか、技術型と非技術型に分けて、その割合をそれぞれ教えてください。

○高橋最高裁判所長官代理者 お答えいたします。特許権、実用新案権等のいわゆる技術型の事件の東京、大阪両地裁の集中率……(松本(大)委員「ごめんなさい、平成十五年で。民訴法の改正の影響を受ける前の」と呼ぶ)それも申し上げます。集中率、すなわち、全体の何%の事件が東京、大阪の両地裁に提起されたかという点を見ますと、平成十五年の技術型の事件の集中率は両地裁合わせて八一・六%でございます。

その後、平成十五年の、先ほどから出ております法改正によりまして、改正されました平成十六年四月以降は、技術型の事件については東京、大

阪両地裁に対してしか訴えを提起することができなくなりました。その結果、技術型の事件の平成十六年四月以降の集中率はほぼ一〇〇%になっております。(松本(大)委員「十五年だけで結構です」と呼ぶ)十五年だけで結構ですか。はい。

これに対し、意匠権、商標権、著作権等の非技術型の事件の平成十五年の東京、大阪両地裁への集中率は、六六・八%でございます。

○松本(大)委員 控訴審についてはいかがでしょうか。同じく技術型、非技術型に分けて、平成十五年のデータを教えていただけますか。

○高橋最高裁判所長官代理者 大変申しわけございません。控訴審についてはそれをとってございません。

○松本(大)委員 実は、控訴審のデータについては、きのう質問取りの際にこちらでちょうだいしました。控訴審の方がどうかというと、言ってほしかったから今質問したんですけれども、控訴審については、技術型が八七・八%、非技術型が八六・一%です。

つまり、どういうことかという、先ほど、非技術型については地域密着型で利便性を考える必要があるから集約しないとおっしゃったにもかかわらず、実際の訴訟がどこで起こされているかといえ、一番は、技術型であれば八割、非技術型でも七割が東京、大阪で起こされているんですね。控訴審では、技術型も非技術型も九割が東京、大阪なんです。一割しか差がないのに、片や東京、大阪でしか提起ができない、片や地元で提起ができるというの、利便性の確保というものに欠ける議論ではないかなというふうに思うんです。

そこで、大臣にお伺いします。冒頭に、技術型の知財訴訟と非技術型の知財訴訟とで取り扱いを分けられた理由として、地域密着型だからとか地域性というものを理由に挙げられたというのは、先ほどの客観的データから見る限り誤りであると考えますが、大臣の見解をお願いします。

○南野国務大臣 お答えを申し上げますが、一概に誤りとは言えないのではないだろうか、いろいろ理由がその中にはあるのではないかなと思っております。

○松本(大)委員 いろいろ理由があるのであれば、冒頭にそれをぜひ御説明してほしかったと思うんですけれども。

先ほどの御答弁では、地域に密着しているということと理由として挙げられていたわけですね。地域に密着しているから配慮しなければいけないというふうにおっしゃられたわけですが、実際に、今聞いたデータで地域に密着しているかどうかといえ、訴訟を起こしているところは、そうじゃないわけですね。どっちも七割以上です、つまり大半は東京、大阪に集約されているんですね、実際。

東京、大阪への集約度が一割しか差がないのに、片や東京、大阪でしか提起ができない、片や地元で提起ができる。片や地理的利便性に考慮をされる、片や地理的利便性は考慮されないというの、著しく公平性を欠きませんか。その取り扱いの差異を生じるほど、それに足る理由づけとしては不適切ではないですかということをお願いします。

○寺田政府参考人 先ほど、最後に申し上げましたように、今委員がおっしゃる非技術型の意匠等の類型の訴訟においても、東京、大阪に選択的に訴訟を提起できるという道を開いたわけでございます。

そうしますと、実際に当事者がどうお考えになるかという、それは本当に地域密着型のものが地元の裁判所に提起をされ、それよりは別の配慮、例えばいい弁護士さんがいらつしやる、あるいはいい審理体制があるという方を重視されれば、それは東京、大阪にそういう訴訟においても提起されることがあるということでございます。そういう当事者に選択肢を与えるという制度はそれなりに合理的だろうというふうに思いま

す。

ただ、今後の訴訟の成り行きを慎重に注視しなければなりません、仮に圧倒的多数が東京、大阪にやはり提起されるといふ現実が生じましたときは、もう一度こういうことにも見直しをしなければならぬ場面が生ずるかもしれません。それはまたそのときのごときでございまして、慎重に運用を見守ってまいりたい、このように考えております。

○松本(大)委員 なぜ平成十五年のデータを求めたかという、集約される前、民訴法の改正が行われる前の時点で、つまり判断材料として、その判断材料を踏まえた上での判断として適切であったかどうかということは今問うているわけですね。今おっしゃった、片や選択肢を残した、片や選択肢が残さなかったというのは、私は非常に不適切な理由づけであったと思いますし、客観的データとは食い違っている、誤りの答弁であった、理由づけであったというふうに思います。

時間の関係がありますので、次に進みます。人員配置について伺います。

冒頭に紹介したように、この資料の二十三ページ、増員の理由の筆頭には「知的財産権事件の審理充実」というのが掲げられているわけです。そこで、最高裁にお伺いしたいと思います。

今回増員される裁判官七十五人の増員のうち、知財関係訴訟を取り扱う部門、具体的には東京、大阪両地裁の専門部とそれから知財高裁と大阪高裁の集中部の各部について、それぞれ、東京地裁プラス何名、大阪地裁プラス何名という形で教えてください。平成十七年予定で結構です。

○国尾最高裁判所長官代理者 これは平成十七年四月の配置予定ということで御説明申し上げます。まず、知財専門部の裁判官の増配置についてですが、これは平成十六年四月に地裁の知的財産権事件が東京、大阪に専属管轄化された後の新受事件数の動向等を踏まえまして、平成十七年四月には、知財専門部を設けております東京地裁、大阪地裁、知財高裁のうち、東京地裁に一人の裁判

官を増配置するという予定でございます。

次に、知財集中部についてですが、大阪高裁には知財集中部が置かれておりまして、知財事件のほか通常の民事控訴事件も取り扱っております。知財事件は全事件のおよそ五分の程度を占めるわけでございますが、この知財集中部につきましては、平成十七年四月に裁判官を五人から四人に減員する予定でございます。これは、民事訴訟法の改正によりまして、平成十六年四月からいわゆる技術型の知財事件の控訴事件が東京高裁ないし知財高裁に集中することになりました。大阪高裁には非技術型の知財控訴事件のみが係属する、それも大阪高裁管内の事件が係属するということとなりますので、その結果、大阪高裁の知財集中部の事件の負担が減少しておること、このような配置が考えられたわけでございます。

いずれにしましても、これまでも知財事件の事務処理体制の強化ということで増員要求の柱にも立てて努力をしておりますが、今後ともこのような検討を継続的にしていきたいというように思っております。

〔委員長退席、田村(憲)委員長代理着席〕

○松本(大)委員 こういうふうに答えてください。ねというふうにお願ひしたので、確認ですけれども、東京地裁はプラス一、大阪地裁はプラス一、ゼロ、東京高裁はプラス一・ゼロ、大阪高裁はマイナス一ということでしょうか。イエスかノーかで答えてください。

○国尾最高裁判所長官代理者 そのとおりでございます。

○松本(大)委員 おかしいですよ。増員の理由として一番最初に「民事訴訟事件・知的財産権事件の審理充実」というのが掲げられていて、七十五人も増員されるのに、今伺った限りでは、知財関係の訴訟を取り扱っているこの四つの部署で、増員されるのが東京地裁だけで、しかもそれは一名にすぎないですよ。七十五名を増員

する法案の理由の一番目に挙げられておきながら、その分の配分がたったの一名というのは、これはどうなんですかね。しかも、今の四つ、通算するとプラス一・ゼロですよ。大阪高裁に至っては減員一名ですよ。プラス一・ゼロです。

つまり、通算すると増員の理由とはなっていないわけなんです。この関係資料の「知的財産権事件の審理充実」というところは、これは抹消すべきではないでしょうか。法務省に伺います。

○倉吉政府参考人 確かに、知的財産権事件、最高裁の御説明によりまして、いろいろな事件の動向を見まして、それは全国的にも知的財産事件はあるわけでございまして、それを審理していくためには、地方の裁判官というのはいろいろな事件を審理しておりますので、特にこれによって何人ふえたのかというのはなかなか説明が難しいところはあるかと思いますが、そういった最近の事件動向をすべて見て、知的財産であるとか破産であるとか刑事事件、いろいろなものを挙げまして、そういうものが全体的にふえている、あるいは質的に難しくなっている、そういうことに対応するためにトータルとして七十五名の増員が欲しい。

それについての具体的な裁判官の配置については、今後とも、事件動向、いろいろあると思いますが、機動的に人員配置をしなければならぬという事情もございまして、これからそういうのを見ながら裁判所において適切に人員の配置も含めて対処していくもの、こう考えております。

○松本(大)委員 先ほど冒頭でもお伺いしましたとおり、東京、大阪への集約度が、非技術型でも一審で七割、二審で九割、技術型なら一審で八割、二審で九割。もう大部分、東京、大阪なんです。ね。だから、知財事件の審理充実を掲げられるのであれば、何よりもここに増員が図られていなければならぬのに、それはたったの一名にすぎない。いや、ほかの地裁でもやっていますしやいます。でも、七割から九割は東京、大阪なんです。

すよ。その東京、大阪に増員が一名しかないのに、ほかのところに増員されるのであれば、それはその方がむしろおかしいということになります。昨年の山崎さんの答弁によれば、高度の専門性を要するというふうになじかおっしゃっていたんです。知財訴訟事件に関しては、高度の専門性を要する事件だからこそ、限られた人材は集中投資する、だからここに集めたという趣旨だと思うんですが、なのに、逆に地方の方にばらまいてい

るのであれば、それは知財高裁の設立の趣旨そのものを没却せしめかねないという、これは非常に問題のある答弁だったんじゃないかなというふうには僕が考えます。

時間の関係もあるので次に進みたいと思うんですが、せめて、これは百歩譲つても(一)はないんじゃないかなと思うんですよ。(四)知的財産権事件の審理充実としていただけるのであればわかるんですが、これは一番目に挙げられると、知財チームに便乗して何か増員を図ろうとしたんじゃないかなというふうには僕なんかは勘ぐりたくなるといのが人情ではないかな、非常に違和感を感じざるを得ないということを指摘しておきたいと思ひます。

さて、知財高裁が設置されるとはいえ、理工系の素養を持つ技術に精通した裁判官というのは非常に少ないんじゃないかなというふうに思ひます。ちよつと古いですが、二〇〇三年六月七日付の日報新聞に、「全国二千人強の裁判官のうち、理工系の学士を持つのはわずか十人前後」という記事もありました。こういう状態だからこそ、裁判官あるいは裁判所に対するアドバイザーとして専門委員制度というのが導入されたのではないかなというふうに思ひます。

そこで、その専門委員制度の活用状況についてお伺ひいたします。東京、大阪の専門委員の数と、延べ出廷回数についてお聞かせください。

○高橋最高裁判所長官代理者 技術型の知的財産関係訴訟に関する専門委員の数は、合計百六十

二名でございます。東京、大阪の裁判所に所属しております。その出廷回数につきましては、平成十六年四月一日に専門委員制度が発足して以降、平成十七年三月一日までで延べ百六回となっております。

○松本(大)委員 百六十二名ですよ。百六十二名の専門委員の方がいらつして、十一カ月間で百六回しか出廷されていないということは、少なくとも三分の一以上の方はこの十一カ月間一回も出廷されていないという計算になります。

南野大臣もメンバーとなつていらっしゃる知的財産戦略本部が昨年五月にまとめた知的財産推進計画二〇〇四、これには、知財高裁において、「知的財産や技術に精通した専門人材を活用し、」中略「より一層適正・迅速な裁判を実現することが望まれる。」というふうになつてあるんですが、百六十二人もせつぱくいらつして、三分の一以上は一回も出廷されていないというのは、私は、この知的財産推進計画の趣旨とはちよつと乖離しているんじゃないかな、余り十分に活用されていないという感じがするんじゃないかなというふうに感じるといことを指摘しておきたいと思ひます。

ちよつと時間の関係もあるので、次に進みます。

技術系の素養を持った裁判官、理工系の素養を持った裁判官の育成というのは、知財訴訟の審理の充実化というものには欠かせない観点ではないかなというふうに思ひますが、ただ、その候補者たるべき法科大学院の志願者というものがここにきて激減しているというふうな報道がされております。

具体的には、十月十七日付の朝日新聞なんですが、「九月末までに応募を締め切った四十六校のうち四十四校で、志願者数が下回った。約半数の学校で半減、中には一割に落ち込んだ所もある。特に社会人や他学部出身の志願者の減少が目立つ。」とあります。これは文科省に問い合わせたのですが、最終合格者とあわせて調査するので現時

点では回答ができないということでした。

そこで、私は、適性試験というんですか、統一適性試験の受験者数について調べてみましたら、大学入試センター実施分で受験者全体が一万四千人も減少しております。理系学部出身者は四割以上の減少となっております。この数字というのは、理系出身者が法科大学院というものを早くも敬遠し始めたということを示しているのではありませんかというふうに思うんですけれども、そもそも法科大学院というものが、旧来の試験の弊害を打破する、公平性、開放性、多様性を旨とするという司法制度改革審議会の意見書の線で開設されたというふうに考えているんですが、実際は、それと早くも矛盾を来しかねない状況になっているのではないかなというふうに思います。

そこで、文科省さんにお伺いします。理系出身の志願者数の減少の原因について、その見解と対策をお伺いしたいと思います。

（田村憲一委員長代理退席、委員長着席）
○徳永政府参考人 答え申し上げます。

先生御指摘のように、確かに、理系学部出身者の受験者数、二千二百二十三人で、昨年に比べて四一％の減少となっております。しかし、これは理系学部出身者に限らず、統一試験、適性試験の受験者総数全体が減少しているものでございまして、その受験者総数で見ても、二万一千四百二十九人で、昨年に比べて四〇％の減少となっておりますので、これは決して理系学部出身者だけが減少しているということではないと思っております。

受験者総数が減少した具体的な理由ということについては、正確にこれを分析することは困難でございまして、まだ把握しておりませんが、私ども思っておりますことは、昨年は、法科大学院制度が初めてできた、そういう制度創設という初年度もございまして、こういった法科大学院制度の創設を待っていらした社会人となっていた既修者の方が約二万七千人受験した、その方がこ

な原因だと思っております。

先生御指摘のように、司法制度改革審議会の意見書におきましても、多様なバックグラウンドを有する人材を受け入れるということが必要だと言われております。これを受けて文部科学省でも、各法科大学院が、入学者のうち法学を履修する課程以外の課程を履修した者が三割以上になるように努めるということを告示で定めております。実際に、理系学部出身者を含めて法学部以外の者が約三四％去年入学しております。

また、各法科大学院におきまします実際の入学者の選抜におきましても、例えば東京大学ではそういう出身者枠十名を設けたり、入学者選抜の方法につきましてもいろいろ工夫をしております。

文部科学省としては、こういう各大学の工夫、こういったもの、あるいはその教育内容につきましても、知財あるいは科学技術のリテラシーの養成といったことについて、これからもこういう大学の取り組みを支援していきたいと思っております。

○松本（大）委員 先ほどの御答弁は、理系出身者の志願者数の減少ということの理由づけになっていません。それは、御自身でおっしゃられたように、初めてできたのを待っていらした既修者の方が減少をしたというふうにお答えになられているからであります。

むしろ、理系の方であれば、今までの職をなげうって全く新たな分野に進むというのは大変勇気の要ることですから、しばらく様子見をしたいという、より慎重な判断をされるのが普通ではないかなというふうに思います。だから、うまくいけば、本来であれば今後ふえていくことが期待されただ人たちはなかったのかなというふうに思いますが、全体が減っているんだからいいじゃないかという議論はもつてのほかではないかなというふうに私は思います。

私がなぜこのことを申し上げるかという、統一試験の受験というの、法務省による先月末の新司法試験の合格者数の発表よりも前だったから

なんです。つまり、志願者数の減少というインパクトは今後さらに襲ってくるのではないかなという事です。先月の末に新司法試験の合格者数の枠が発表されたことによって、当初の期待よりも合格率が大幅に低下することが明らかになった。そのことによって、ことしあるいは来年と、さらに理系出身者が減っていくのではないかなというふうに懸念をしているわけです。

さらに、配点も、公法、民事、刑事という実定法科目が二対三対二、知財といったような選択科目は最大で二までということ、どうしても実定法科目を中心に勉強せざるを得ない。こんなことだから理系出身者には敬遠されがちなのではないかな。しかも、合格率も非常に低い。果たしてそのリスクをとる価値があるかな、敬遠されているんじゃないかなというふうに思うんです。

最後に大臣にお伺いしたいのは、知的財産推進計画二〇〇五年版に、知財に詳しい法曹人材の養成というものが盛り込まれる予定だということについて伺っております。特許裁判をめぐる事件では、その裁判官がその技術を理解できるかどうか、判決を左右しかねない重要な要素となります。だからこそ、知財立国を掲げる日本にとっては、理工系あるいは技術の素養を持った裁判官の養成が急務であると私は考えます。

そこで、知財戦略本部のメンバーである南野大臣にお伺いします。

知財に強い法曹人材の予備軍である法科大学院の志願者数が減少しているというのは、日本にとつては憂慮すべき事態であるというふうに考えますが、法務省の最高責任者としての見解と対策についてお聞かせください。

○南野国務大臣 裁判官の方々のバランスをとるということ、先生御指摘のとおり、大切なことかなというふうに思っております。御提言は本当にごもっともだというふうに思います。裁判所もその提言を尊重しながらやっていくということであらうかなというふうに思っております。

○松本（大）委員 時間がないので終わりますが、

これは僕の提言ではなくて、あなたがメンバーでもある知財戦略推進本部が書いていることなんですからね。

担い手の育成をあわせて進めていかなければ、絵にかいたもちに終わりますよ、知財高裁も絵にかいたもちに終わるんだということを強く指摘して、私の質問を終わります。

○塩崎委員長 次に、辻恵君。

○辻委員 民主党の辻恵でございます。

本日は、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案、そして管轄をめぐる法律案に関連して質疑ということですが、裁判所の定員の問題ということは、結局のところ、司法の容量をどう考えるのか、司法の役割をどういうふうにかえるのかというところに帰着するものであります。そういう意味で、現在の司法は何か期待されていて、何を果たしていかなければいけないのか、そのためにどういうことを考えていかなければいけないのかという観点で、率直な意見交換というか、まず、基本的な見解をめぐって大臣、副大臣、政務官の御意見を承っていきいたいな、こういうふうに思います。

昨年の野沢法務大臣の通常国会、そして南野法務大臣になられて臨時国会、今回、通常国会ということでありまして、実際に質疑等、法案の提出の内容等を体験して感じるのは、本当に日本の国をどのようにしつかりと築いていくのか、いろいろな問題がたぐさんある中で、どのように問題点を整理していった、二十一世紀の未来に向けて次の世代に本当に残していくものを英知を絞って協議していかなければいけない、議論していかなければいけないというふうに考えますけれども、そういう中期的な見通しをしつかり議論するのではなくて、何か当面のいろいろな問題の処理に大わらわであるというか、びぼう策みたいなもの、かつ、むしろ時代に逆行するような法案がどうも出てきているような感じが非常にあります。そういう意味で、非常に危機感を覚えております。こんなことでもいいのだろうかという思いがあります。

臨時国会のときにも刑法の重罰化の問題で、私なりに、もちろん、処罰を重罰化することによって犯罪が抑止されるというだけを考えておられるわけではないだろうけれども、結局、現実に出てきた結果とその機能するものというものを考えれば、そういうふうになつてしまふという懸念を非常に強く抱かざるを得ない法案が、一年も審議されないで、要するに、法制審に上がつてから一年以内に拙速的にそういうものが法案になつて通されてしまふ。本当に、しっかりと議論がなされない議会というのは何なんだろう、委員会というのは何なんだろうという思いが非常にあります。

そういう意味で、やはり政治家一人一人が、現在の時代についてどういう認識を持つて、どういう危機感を持つて、それを解決するために、本当にどういふ見通しを、未来の構想を持つて議論を闘わせるのかということが問われているんだなという思いがあります。ですから、議案を提出されている皆様方について、そういう見識が問われているんだということをより自覚していただきたいなというふうに思います。

私は、前の通常国会の中で自分としては非常によかったなというふうに思うのは、自民党の中でも議論をしっかりできる議員とめぐり会えたことだというふうに思います。

前回は与謝野警理事に、民主党の提案の捜査の可視化の問題について、与謝野委員は時期尚早だというふうにおっしゃいましたけれども、終わつた後何日かして、やあ、辻さん、辻さんということで、二、三十分意見交換をできました。与謝野委員は、イギリスに自分が留学している経過も含めていろいろなことをおっしゃつて、自分の親友が死ぬときに、遺言で、捜査の可視化はぜひ、君、実現してくれというふうに言つて死んでいったんだよと。本当かなというふうに思いましたけれども、

そういうような話もあつて、アプローチの視点というか、やはり違いはあるんだなというふう

思いましたけれども、共通に語り合える基盤というものが非常にある。議員としての経験年齢からすると全然、月とスッポンではありますけれども、やはり今、ともにこの二〇〇五年の時点で議員として日本の未来のために議論をしていくという立場に立つたときに、共通の会話が成立する関係の議員さんが反対党にもいらつしやるということ……（発言する者あり）まあ、永遠に反対党だと思つて、やはりうれしかったなというふうに思います。

あと、漆原議員が察知してか中座されていなくてありますが、今の公明党は、理念を喪失して自民党追従型の政治のオンパレードになつていくけれども、その中で漆原議員は、独自の御意見をちゃんと持つていろいろなことをおっしゃつていく。私は選挙区で公明党の人と対立しているから余り口をきくことははばかつていたのでありますが、話をしてみるとやはり共通に話し合える関係があるということ、法務委員会に所属して、そういう意味では非常によかったなというふうな思いもあるんですね。

余り前置きが長くなつてもよくないかもしれせんけれども、今国会で予算委員になつて、四十日間、毎日のように顔を突き合せて、やはり合つたりしている中で、やはり予算委員の中で自民党の議員の方々と会話ができるようになつた、具体的なこと意見交換ができるようになったというの、私にとっては非常によかったなというふうに思うんですね。

きょう言いたいことは、この法務大臣、副大臣、政務官との間でも、そういう今の日本の現状について、とりわけ法務行政、司法行政の現状について率直に意見交換をして、その中で、違つた見方からの意見がいろいろあつて、複合的な観点で物事を見ていかないと、もちろん提案者の側ではその上で出しているんだというふうにおっしゃるとは思ふんですけれども、反対意見を本当にどこまでちゃんとそしやくして出しておられるのかということ、本当に認識して出しておられるのかとい

うことが、やはり疑問に思う点が多々ある。それではないかなというふうなふうに思うんですね。

ですから、こういう委員会の場での質疑というのは、やはり一つの枠があつて、言えることと言えない、立場上の問題もあると思うんですけれども、民主党は先日、法務省の方々と懇親会を持たせていただいたし、最高裁の方とも懇親会を持たせていただいた、そういう共通の会話ができて、議論ができ、そういう基盤づくりということでは、やはり意味があることだつたと思うんですが、ぜひ大臣、秘書官の方抜きに、一度意見交換の場を設定していただけないか。いかがでしょう。

○南野国務大臣 先生の御高邁な御意見をお伺いする機会をいただきたいと思つております。

○辻委員 体型が似た者同士でうわさになるとまづいので、一対一か、また同僚の議員と一緒に話ともかく、ぜひそういう場を設定させていただきたいなというふうに思います。

党が違ふ富田政務官も、共通の知人がいますので、一度意見交換を直接したいと思うんですが、いかがでしょうか。

○富田大臣政務官 辻先生は、弁護士としては私の先輩でありますし、議員歴は私の方が若干長いということ、議会のことについては私の方が知つている部分もあると思いますので、意見交換の場はぜひ持つていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○辻委員 ありがとうございます。

それで、私は……（発言する者あり）副大臣。では、副大臣、いかがでしょうか。

○滝副大臣 議事録に載らないことであれば、何でもしやべりたいと思います。よろしくお願いします。

○辻委員 きょうの質疑は、そういう意味で、司法の現状について、今の日本の時代認識をどういうふうにお持ちなのかということがやはり前提になるので、そこを出発点にお伺いしていきたいなというふうに思うんです。

最初に申し上げさせていただくと、やはり法務省の基本的な、きちつと政治家の視点として検証して、スクリーンされて議案が出てきているのかなというのがどうも非常に疑問なんです。そういう意味で、民主党の議員の立場で申し上げると、やはり民主党が政権交代するまでに、これ以上、余り法案を出さないでいただきたい。後で組みかえるのがそれだけ大変になるので、やはりそこはもう少し慎重に、ゆつくりしていただきたいなというふうに最初に申し上げておきたいなと思います。

なぜ申し上げるかという、先ほど御紹介申し上げたように、重罰化の問題にしても、法制審で取り上げて一年以内に拙速的に行う。今回、同僚議員が既に所信表明に対して質疑等をさせていただいてると思ひますけれども、犯罪者の履歴の問題についても、性犯罪を犯した人ということになつていたのが、小泉首相が一言言つたら急に全犯罪者の情報というやうな形で、歯どめがないと申しますか、言つたらそのまま全部いくんだというふうな、みんなが道をざつとあけてしまふんですね、それでずつと進んでしまふ。

今まで、私が思つていたのは、そうじゃなくて、いろいろな観点から、それは違ふだろうという障害物、ハードルを前に置いたりして、議論をしなから、それを越えていくというやうな議論があつたと思うんですが、どうもそうじゃない。一瀉千里、すべてが進んでしまふというやうな傾向が非常に強くなつていふやうな思いがあるんですね。

そういう意味で、慎重に、もっと時間をかけて、法案の提出についても、パブリックコメントを求めたりというふうな言つても、それは既存の、ある立場の人たちが形だけ、私から申し上げれば当然出てくるだろうと予測可能なパブリックコメントが出てくるだけであつて、本当にもつと掘り下げた議論になかなか至つていないなという思いはありますから、そういうふうな思いが強くあります。それで、きょうは二点について主に伺いたいので

○南野国務大臣 先生の高邁なお話をお聞きして
いますと、本当にこんなに広がってしまつて、先

○辻委員　二極分化がいい悪いというのは次の話であって、現実が、やはり二極分化が進んでいる

えていつているだろうというふうに思うんですね。

退していることに対して、それをどうやって復活させるのか。

私も、このごろの事件を見ていると、やはり規範意識の欠如というか、もう甚だしい。これはやはり教育の問題もあると思いますけれども、そういった総合的に考えていかなきゃいけないし、司法はやはりその一翼を担わなければいけないと思う。政治が全体として、規範意識をもう一度復活させるというか、そういった方向に社会を持つていかなきゃいけないんじゃないかなというふうに考えています。

○辻委員 規範意識が減退、欠如してきているというのは同感なんです。だけれども、何でなのかというのは、それは個人の責任の範囲の問題もあるだろうし、しかし、やはり社会的な原因もあるだろう。つまり、未来に希望を持たない、自分の立場からすれば自暴自棄にならざるを得ない、投げやりになってしまふ。ですから、まともにいろいろなことを考えることを、気力も失う、意欲も失うという層が生み出されてきているというのは現にあると思うんですね。

この間、民主党は、全国の刑務所について実態調査ということで、手分けしてみんなで刑務所見学に回っているんですね。その中で、受刑者の方のいろいろな様子を見たときに、やはり切り捨てられている層がどんどんふえてきている。幾ら規範意識云々と問うてみても、それを受け入れる素地なり意欲なりがむしろ失われている、そういう層が生み出されている、こういう問題点があると私は思うんですね。

だから、そのときに、重罰化をすれば規範意識を涵養できるというのは、そういう側面がゼロとは言わないけれども、むしろ方向が逆転しているんじゃないかなというふうに私は思ったりするわけでありまして。

そういうようなことからいって、治安強化で事足りるというような方策を、今それが問われている問題なのかといったら私は違うと思うし、そういう意味で、継続審議でずっとなつておる共謀罪について、また議案として審議を求めてこられるような動きがあると思いますけれども、これは明

らかに、そういう意味で、現状を、むしろ今の混乱を深める二極分化の構造をさらに固定化して、それをより強めてしまふ、そういう対立構造、排他的な構造をより強める方向に向かつてしまふ。しかも、これは刑法理論からすると、富田政務官は当然、もう釈迦に説法でありまして、人権保障機能が、やはり構成要件ということで守られているのを、要するにそれを全く緩めてしまふというような構造なんですよ。

富田政務官、これは弁護士立場でどうでしょう。この点についてお答えください。
○富田大臣政務官 共謀罪について弁護士の立場として答えるというのはどうかと思うんですが、日弁連のパンフレット等を見ますと、何か相談しただけで罪になってしまふんだというような書き方をされていまして、あれは共謀罪の規定をちよつと誤解されているのではないかなと。

私は、最初に、平成十五年ですか、復活して戻ってきて、今度の共謀罪の説明を受けたときに、多分辻委員が御懸念のように、これはかなり、これまでの共謀という、共謀共同正犯の枠を超えてしまふんじゃないかというふうな罪をつくらうとしているんじゃないかなというふうに思いましたけれども、今は結構説得されておりました、なかなか限定的な規定ではないかなというふうに政務官としては考えております。

○辻委員 率直な意見交換の場合法案提出までの間にそれぞれ設定できると思っていますので、もう少しそれはいろいろな機会を深めていきたいなというふうに思います。
ちよつと時間もあります。最後に、国民の司法参加という問題で、裁判員制度法案が昨年可決された。ただ、具体的な制度設計の中についてはまだ全く煮詰まっていなくて、とりあえずPRの段階のようではあります。それは、私はもともと非常に危機感を持っている法案ですから、いろいろ今後意見も申し上げていきたいというふうに思うんですけども、司法への国民参加というふうに言ったときに、国民に情報をきちっといろいろな

意味で伝えるという意味で、マスコミの役割というのは物すごく大きいと私は思うんですね。ですから、マスコミの報道の自由というのは司法を支える重要な要素であると私は思いますが、大臣、いかがですか。ペーパーを見ずにお答えいただきたいと思います。

○南野国務大臣 先生がおっしゃっておられることについてですが、マスコミ、報道機関の取り扱いう取材、これはもういろいろ皆さん方は体験もありませんし、その方たちの自由というものは、それは報道の自由というところで尊重されなければならぬというふうに思っております。ですから、国民の知る権利にもこれは匹敵するものである、それは認めます。

他方、司法、とりわけ捜査機関ということにおきましては、捜査を適正に遂行しようと思うところにも秘密を保つ必要があるという場合が少なくありません。そういった問題についてははしかるべき配慮が必要ではないかな、同じマスコミのあり方をしてもそのような部分もあるのではないかな、そのようにいろいろ考えております。

○辻委員 この問題については、また次の機会にぜひ取り上げさせていただきたいと思っております。これは予算委員会でも指摘申し上げましたけれども、東京地検特捜部の井内部長が、マスコミはやくざ者より始末に負えない悪らつな存在だという文書を配っている。私は、これは非常に問題が大きいと。

今回の日歯連の問題についても、政治家の責任のところまで至ったのはなぜなのか。もともと滝川さんという会計責任者のトカゲのしっぽ切りで終わった案件が村岡さんのところまで届かざるを得なかったというのは何なのか。それはマスコミがいろいろ報道したからなんですよ。特捜部長は、それによつて起訴できるものが起訴できなくなったというようにこの自分の私信で言っているけれども、逆ですよ。起訴すべきものを起訴しない、ほかおわりして終わらせたのが特捜部長じゃないですか。それを棚に上げて要するに

マスコミ批判を繰り返すなんて、本当に始末に負えない、私はこう思います。

この問題について、現在もお、橋本派のやみ献金問題について検察審査会の結果を受けて再捜査をしている東京地検特捜部の部長が、このような見解を持っている人がついているということについては物すごい危機感を持ちます。この問題について、やはり大臣が予算委員会でもはっきりこれについての御自分の見解を示されなかったという点は、私は極めて問題だと思つていて、もう時間がありませんからきょうは答弁は結構ですけども、この問題は今後も重大な問題として質疑を続けていくということを申し上げて、きょうは終わります。

ありがとうございました。

○塩崎委員長 次に、小林千代美さん。

○小林千代美委員 民主党の小林千代美です。裁判所定員法の一部改正について質問をしたいと思ひます。

この法案については、私も昨年もこの委員会での法案改正について質問をさせていただきました。そして、ことしも同じ質問を実はしなければいけません。というところに、毎年やっていると根本的な問題があるのではないかなというふうに思っているわけでございます。

昨年は、この日切れ法案の中に裁判所法の一部改正というのもありまして、その中で裁判所の速記官の方々のあり方というものが問題になっておりました。これは、平成九年のときに裁判所の速記官の養成というのが事実上一時停止というふうになつておりましたから、毎年毎年、この日切れが出てくるたびに法務委員会議論の種にもなっている問題でございます。

昨年、この質問をして以降、最高裁の方では、速記官の方々が独自に開発をされた反訳ソフトの通称「はやくん」が、昨年の十二月にインストールが許可されたということを私も速記官の方から伺ひまして、本当に速記官の方々の自努力というものが職場の中で報われたなというふうに、よ

かったと思っております。

つきましては、昨年質問をいたしました答弁につきまして、何点か確認をしておかなければいけないところがございます。

このように、裁判所速記官の皆様は御自身でさまざまな自助努力をしながら仕事に携わっていらっしゃるわけでございます。そのような速記官の方々の執務環境の整備につきまして、昨年、整備についてはできる限りの努力をまいりましたというふうにご回答をいただきました。昨年からの一年間でどのような環境整備が行われたのか、そして、これからどのようにさらに取り組んでいかれる予定なのかを御質問いたします。

○**国尾最高裁判所長官代理者** 昨年の通常国会において御質問を受けて以後、現在までの間に検討いたしましたことの中で最も大きいのは、ただいま御指摘のありましたいわゆる「はやとくん」ソフトを裁判所の業務用パソコンにインストールすることを許可したことでございます。

「はやとくん」ソフトは、ただいま御指摘のありましたとおり、速記官がみずから開発をしまして、その上に、ステンチュラという機器もみずから負担で購入をして業務に使っておるというところでございまして、これについて裁判所のパソコンで使いたいという強い要望があったわけでございますが、裁判所の業務用システムのソフトに悪影響を与えないことが確認されていなかったというところでそれまでは認めていなかったわけですが、昨秋に専門業者にソフトを検証してもらいまして、業務用ソフトに影響を与えないと確認できましたので、インストールを認めたものでございます。これで、これまで熱意を込めて仕事をしていた速記官の人たちに喜んでもらえておるというように認識をしておるところでございます。

これからも、速記官の能力が十分に発揮されるように、執務環境の整備については細かい一つ一つのことにつきましても配慮をしていきたいというように考えておるところでございます。

○**小林(千)委員** ぜひしっかりと取り組んでいただ

きたいと思います。

続きまして、もう一点。この速記官の皆様ですけれども、平成九年当時は八百七十名近くいらっしゃった。それが、毎年毎年、新しい養成がとまっているものから、いわば自然減の状態になっているわけなんです。現在は、昨年の数字で約三百五十名ぐらいいま減ってしまったということをおっしゃいます。自分の後輩も入ってこない、先輩は抜けていくけれども新しい速記官は入ってこないという環境の中で、速記官の皆さんは仕事をされていらっしゃるわけでございます。身分からいえば、大変不安定な状況なのじゃないかなというふうな想像に値するわけでございます。ぜひ、そのようにやりがいを持って速記官の皆さんがそのような処遇に関して不安を持たないで仕事に当たっていただかなければいけない、こういう環境をつくり出すことは私たちの責任だと思っております。

この処遇につきましては、平成九年の速記官の養成の事実上停止のときに、時の事務総長がこのようにおっしゃっております。「これからやりがいを持って働いていただけるよう、そのための環境づくり、処遇の改善等については、中略しますけれども、責任を持って、鋭意検討を進めていく、速記官の方々には今後とも安心して職務に精励していただきたいと考えている」というふうな答弁をなさっております。これについても、やはり間違いはないでしょうか。この信念のもとで待遇の改善というものに当たっていただいているのでしょうか。

○**国尾最高裁判所長官代理者** そのような心構えで対処しておるということは、そのとおりでございます。

一つ加えまして、処遇の改善ということにつきましては、その当時は、例えば速記官から書記官への転官というようにも考えられていたわけでございますが、速記官は、その養成が停止されるということがありまして以後も、自発的な努力によりまして、ただいまのステンチュラという機

器をみずから購入する、あるいは日本語変換ソフトをみずからの負担で開発するというようなことで、速記官の仕事の有用性というのを発揮して、速記官の仕事の中にやりがいを見出してやってきておるというように、これまで努力が継続されてきておるわけですね。いわば、このような、まさに身を切るような思いで努力を続けて職務の向上に努めておるという速記官を裁判所職員として持つておるということは、私自身にとっても大変誇らしいことであるというように思っております。

そのような速記官の努力に対して、速記官の仕事が続いていくという上でも少しでも配慮したいということ、ただいま申し上げましたような「はやとくん」ソフトのインストールというの可能な限り早期に認めるといってやってきたわけでございますが、今最も大事なことは、このような姿勢を持ちまして、速記官に希望を持って仕事をしてもらうことが最も基礎的で最も重要なことだということ考えておるところでございます。今後、そのような一つ一つの積み重ね、積み重ねられる一つ一つは小さなことでもございますが、そういう一つ一つの積み重ねで私どもの気持ちをおわらわしていただきたいように考えております。

○**小林(千)委員** 昨年、裁判所法の一部改正につきましては附帯決議もついていただけてございまして、速記官の方々の「将来的に不安定な状況に置かれることのないよう十分な配慮をすべきである」というような附帯決議も、昨年からの一年間かけてしっかりと守られているというふうな先ほどの答弁で認識をさせていただきました。

それで、速記といいますが、この記録のあり方というものが、これから裁判員制度が導入されるに当たりまして大きな役割を果たすのではないかなというふうな思っております。

といいますのも、裁判員制度が始まりますと、長ければ二日、三日ないし一週間ぐらいい、法廷が連日開廷されるということも予想されるということとが言われております。私たちも、こういった質

問をつくるときに、きのうの予算委員会のだれだれの質問を確認したいというふうな記録部の方にお願いをして速記録を早急につくってもらってチェックをして、だれが何を言った、大臣はこのようにおっしゃったというのを確認する作業をして質問づくりに当たっているんですけれども、同じようなことは法廷の中でもやはり行われると思

います。そういうときに、今の記録のとおりの方で裁判員制度に果たしてついていけるのかどうなのかということを大変疑問に思っております。今は、速記の方による記録のとおりとは別に、録音反訳、いわゆるテープ起こしというやり方で同じように記録をとっていると言われておりますけれども、それにしても、即日はなかなか難しいと伺っています。何日かかけて、外注したものを返ってきたものをチェックして、それが認められる、このようなやり方で本当にこれからの、四年後始まる裁判員制度に記録のあり方がついていけるのかどうか、それが一点。

そして、昨年は、音声認識ソフトというのを私たちの法務部会でも見せていただいたんです。すね、最高裁の方に。証言するときにここにマイクをつけるそうなんです。当然、皆さん、三者がマイクをつけている。その音声拾って、それがパソコンの画面上で日本語に変換されるというソフトの試運転を見せていただいたんですけれども、昨年見た限りでは、それが実際に実用されるかどうかというのは、多分これは、かなりのところろ難しいのではないかなという感覚を持ちました。といいますのも、読んでいるのも正しい日本語のあり方の教科書的読み方をされているのか実験されておりませんでしたし、実際の法廷の場で語っていることがきちんと記録されるのかというの、まだまだ疑問視をしておかなければいけません。

このような音声認識ソフトというのが一年間たつてどのぐらい開発が進んだのか、そしてこれから裁判員制度が導入される四年後の記録とい

うものはどういうふうになされていくべきなのか、お伺いいたします。

○**國尾最高裁判所長官代理者** 裁判員制度は、私どもが、これを実施していかなければならないというところで、今さまざまな観点から検討している制度でございます。その中でも、ただいまの記録のあり方をどうするかということについても鋭意検討を続けておるところでございます。現在、関係機関等と討議を重ねておるところでございます。このような中で何が上がるかということにつきましては、まだ検討をさらに続けていくということで、施行がされる四年後までの間に研究を続けたいと思っております。

大きな方向としては、現在、ただいま御指摘のように、速記官による速記録、録音反訳を利用した書記官調書それから通常の書記官調書という三つの選択肢で調書化しておるわけですが、それぞれをさらにどのように向上させていくのかという問題と、それ以外の何らかの方法が考えられるのかという両面から検討を続けておるところでございます。

ただ、ただいま音声認識技術という問題も出てまいりましたが、これは新しい技術でございます。特に一人が話をするあるいは講演をするというところについて文字化するという技術は相当に発展しておるわけでございますが、現実の法廷で行われるような非定型の会話を文字化するというところに関してはまだ新しい技術という段階で、これから開発をしていかなければならないというものでございます。

そういうことで、御指摘のとおり大変難しい問題に取り組まなければならないということでございますので、現段階の状況を申し上げますと、昨年に引き続きまして、調査研究をしておるところでございます。そういうことでございますが、さまざまなあらゆる可能性を研究しながら、今後の裁判員制度の施行を迎えるまでに調書作成などについての姿も確定していきたいというように思っております。

○**小林(千)委員** この裁判員制度は、実際に市民が裁判に参加をする制度です。その市民の方には、司法の知識が全くない方も当然いらっしゃるでしょう。そういう方々が裁判に参加をして、実際に合議をし、そして判決を下すというような結論に持っていくかなければいけません。そのときに、やはり法廷の中で行われている証言というのは、私が見ても全くわかりづらいような内容です。そういった内容がきちんと後で確認できる、どのように確認をされているか。または、今は本当に密室の中で行われている取り調べ状況、これが法廷の中でしっかりと確認できるように、可視化という問題も今大きなテーマとしてありますけれども、やはり裁判員制度導入に向けて、市民に開かれた、わかりやすい法廷の場をつくり上げていただくために、しっかりとこの問題について取り扱って、取り組んでいただきたいというふうに思います。

もう一点、この裁判員制度の導入につきまして伺いたいんですが、先ほど民主党の委員の方からも、裁判員制度が導入されるに当たって、判事の数については、法曹者の数についてはどれだけの十分な体制で臨んでいくのかという内容で質問がありました。

もちろん、法曹者の充実もしていかなければいけません。それと同時に、職員の方々の仕事量というのも大変なものになってくると思うんですね。特に、裁判官の手に行く前の状況の整備ですとか、そういったことには膨大な時間が割かれるのではないかと。そうすると、今のような職員の体制で本当に対応できるのかどうかというのは検証しなければいけないと思います。

今回の定員法の一部改正につきましても、職員の増員は純増で十名です。昨年からそんなに数がふえているわけではありません。これから四年後の裁判員制度導入に向けて、どのような職員の増員体制を考えて、この裁判員制度を成功させようというふうにご検討をいただければと思います。

○**國尾最高裁判所長官代理者** これは、裁判員制

度施行まで毎年毎年検討を重ねていくというような課題だと考えております。

ただいま御指摘のような純増数ということではございますが、書記官の数の増員という点から見ても、百九十名の書記官数をふやす、そういう増員の計画を立てるということを進めていただいております。

ただ、一般の事務処理の面で、行政事務処理という観点から見ると、これは合理化できるものは合理化すべきであるという観点から見ると、純増という数が出てくるわけですが、しかしながら、裁判に当たる書記官の数などについてはきちんと確保していきたいという考えで進めていっております。

これも毎年毎年そのような姿勢で、最終像として、施行までに裁判の処理体制を充実させる、裁判官とともにその補助に当たる書記官その他の職員についても充実させるという、ただいまはこのような気持ちで当たっておるということですが、現在の百九十名の書記官の増員という点についての気持ちも推しはかっているわけだということのように思っております。

○**小林(千)委員** 続きまして、これからの司法制度改革をどのように成功に導いていくか。裁判員制度もこの大きな柱だと思いますし、それを成功させるも否も、問題は人ですから、これからの法曹をどのように育てていくかというのは大変重要なポイントだと思います。

ところが、先ほど民主党の松本委員の発言にもありましたけれども、求められているような人材が今育て上げられるような環境にあるかどうか、大変大きな岐路に立っていると思います。

衆議院の予算委員会におきましても、この司法試験合格者数問題につきましては、与野党ともに多くの委員が質問にも当たっております。私も大臣に予算委員会でも質問をさせていただきました。そのときの質疑と答弁をこどもう一度行いたいと思いますが、そのときに大臣は、この司法試験合格者数問題につきましては引き続き

き法務委員会で検討をしていきたいという内容の御答弁をいただいたと思っておりますので、これから質問に入らせていただきたいと思います。

先ほど松本委員の質問にもありました。求められている人材というのは、法学部出身生だけではなく、他学部出身生、あるいは文学系ではない、理工系あるいは医科系の卒業生も必要とされるでしょう。社会人経験のある学生も、人材も求められている。多種多様な経験を持つ法曹者というものが必要とされている今、そういった方々が本当にロースクールに入学してきてくれるかどうかというのが今岐路に立っていると思います。

二月二十八日の司法試験委員会では、これからの法曹の数の方針というものが出てまいりました。平成十八年の初年度が九百人から千九百程度、二年目の十九年は大体その倍ぐらいというような方針が出されたわけなんです。これは、最初、数が出たときに、平成二十二年の完成時までは三千名くらいというグラフを考えると、一次関数の直線的なグラフよりも少しスピードが上がったかなというようなイメージを持つわけなんですけれども、これからの合格者数問題につきまして、もちろん、社会の要請ですとか、あるいはどのような人材がこれからロースクールで育ってくるかという見えない部分もあると思います。しかしながら、これからの司法制度改革を進める上で、大臣、この合格者数について、これから二十二年に向けてどのような方針、見解を持っていらっしゃるでしょうか。司法試験委員会に任せますじゃなくて、大臣の言葉での答弁をお伺いしたいと思います。

○**南野国務大臣** 私の考えを申し上げたいと思っておりますが、本当に今から司法制度を改革していくという、国民に開かれた司法というところを持つていくのには、先ほど先生も触れました裁判員制度、それも大きな役割でございますが、今お尋ねの司法試験について、どのような人を育てていくのかという御意向でございます。

裁判官の方にしても、やはり人間性というものが一番問われてくる、人対人との作業でございいます。そういう意味では、あらゆるジャンルに裁判官の方々の専門性があればいいなというようなことも、先生はお考えの中にあるのではないかな。そういう意味から、先ほども理科系の問題もお話が出ておりました。

そういうことはございますが、司法制度改革審議会の意見、または、それを受けた司法制度改革推進計画がございしますが、そこでは、法曹人口の拡大というものにつきまして、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況を見定めながら、まだこれは見定めていく段階であろうと思いますが、平成二十二年ごろには司法試験の合格者数を年間三千人程度とするというのを目指すものだというふうにされております。

二月二十八日に開催されました司法試験委員会におきましては、これらの審議会意見や推進計画を踏まえた上で、平成二十年以降の新しい司法試験の合格者数のあり方については、今後の法科大学院における教育の実績、さらに受験生の動向等を見定めながらさらに検討することが適切であるとす

る一方、同年以降の司法試験の合格者数のあり方につきましても、同十九年の合格者数からさらに減少させても受験者に不当な不利益を与えない旨の取りまとめが行われていたと承知しております。

その意味するところは御理解いただけていると思いますが、このような、平成二十年以降につきましても、具体的な数値は示されておられません。基本的には、プロセスとしての法曹養成の中核である法科大学院、それを重視していこうという考え方を示されたものと認識しております。

○小林(千)委員 大臣の考え方を伺っているわけでごいまして、今御発言されたようなことは、ここにもう書いてあるんですね、二十二年ごろまでには三千人を目指す。しかし、この中にも書いてございすけれども、これは、あくまでも計画的にできるだけ早期に達成すべき目標であ

る、そして上限を意味するものでもないというふう

に、他学部ですとか、多様な人生経験を持つ人材をどのように養成し、そして司法の中で活躍をさせていきたいというふうに考えているのか、その理念を伺っているんです。

○南野国務大臣 先生のお尋ねではございますけれども、方向についても司法試験委員会の中で検討されております。それをやはり尊重する立場にあるということの御理解もいただきたいと思います。

○小林(千)委員 大臣の考え方はないんですか。(発言する者あり)

○南野国務大臣 丸投げというよりも、それぞれのつかさつかさでお仕事をしてくださっております。そのつかさをしっかりと守っていかなければならないというのが私の役割であろうと思っております。

○小林(千)委員 私は丸投げと言っているわけではありません、大臣。ちゃんと残しておかなければいけませんので。

やはり、これからの将来をどういうふうにかえるか、責任を持っている、この法務行政の中の最高責任者である大臣の声を伺いたいわけなんです。

大臣がこの制度をどのようにしていきたいかというの、それはもちろん、司法試験委員会ですれぞれどのような審議をされるかというのは大切なこととございすけれども、大臣自身がどのような認識を持っていこうかというのでこれからの日本の将来が決まってくるんですよ。ぜひ大臣、どのようなお考えをお持ちですか。

○南野国務大臣 先生のお考えの中にもあると思

一番大切であろうと思っておりますので、無理やり連れてきて、この人をこうしなさいというよう

なことはできない課題でございまして、司法を目指す方々をポイントとして我々は育てていかなければならない。昔の裁判官のあり方というのは、ポイントで合格してこられていた。だけれども、そこを見直していこうというところで、今プロセスで育てていこうということです。それがワ

ンポイントと、差が出てくるというふうには私

そうあり方をしっかりと見守っていかねばならないのが、これからの司法に向けた育て方ではないかなと思っております。

○小林(千)委員 大臣、私は別に、他学部の卒業生や社会人を無理やり引っ張ってきて、司法試験を受けるだとかロースクールに入ろうというふうに申し上げているわけではありません。

しかし、今、そういった多種多様な人材がロースクールの中で生かされなければいけない、その理念というものがどうやら危うくなっている。三割はそのような人材が育たなければいけないというような提言もあります。そういった方々が、意思を持ってロースクールに入ってきた、自分の今までの人生経験をこれからの司法の場に生かしていきたい、こういった若い人の熱意というものが本当に生かされるような改革を行っていただきたいというふう

に、ぜひ大臣に大きな役割を果たしていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○南野国務大臣 精いっぱい努力してまいります。

○小林(千)委員 ぜひ、御努力よろしくお願いを申し上げます。

質問を終わります。

○塩崎委員長 次に、井上信治君。

○井上(信)委員 自由民主党の井上信治でございます。よろしくお願いたします。

まず冒頭、実は私、昨日、同僚、先輩の若手議員の皆様と一緒に多摩少年院の方に視察に行つてまいりました。こ

の隣町、八王子にある少年院でありまして、大正十二年、日本で最初の少年院ということで、非常に意義深いものであります。

地元との関係も非常になじみがありまして、良好な関係を保っている。そしてまた、中でもしっかりとした教育訓練が行われているということ

で、特に、とりわけ私が感銘を受けたのは、実際に職務に当たられていた教官の方々、この方々と座談会をやらせていただいたんですけれども、本

管轄区域の問題にしまして私が思いますのは、今回、平成十三年より三回にわたって、市町村合併に対応して、この下級裁判所の管轄区域、さまざまな法改正を行ってきたわけでありすけれども、その市町村合併をもとにして、それに対して、何か合併を機に市民の司法サービスが不便になっ

てはいけないということをやられたということ

市町村合併という、もう自治体の枠組みは今大きく変わりつつあるわけですから、やはり司法サービス、法務行政としても、この裁判所の区域、管轄そのものを自体をしつかり考えて統合をしていただきたいと思えますけれども、大臣の御見解を伺いたいと思います。

○南野国務大臣 先生の御意向をしつかりと受けとめてまいります。でも、それは地方の管轄下の問題でございますので、どうぞ、その地方のあり方というものを大切に見守っていききたい。その中でどのように司法が果たしていかぬのか、下級裁判所のあり方というものを考えていかなければならないと思っております。

○井上(信)委員 地方のあり方というか、市町村合併について言っているのではなくて、そうではなくて、裁判所の区域、管轄の話として、やはりこれは法務省として責任を持って考えていただきたいということであります。

なぜ私がこういったことを申し上げるかという、実は、ちょっと具体論をやらせていただきますけれども、私の地元においても、今、東京都は、御承知のように、下級裁判所、本庁が一つ、東京地裁があつて、そして八王子支部が一カ所ということで、二カ所しかありません。全国では本庁五十、そして支部が二百三ある中で、東京は一カ所ずつということであります。

今、八王子にあるこの裁判所も、立川に移るといふような計画もあるというふう聞いております。そうしてしまつて非常に、私のところは、もう山梨の県境に一番近い部落ですと、立川に行くまでに車で二時間ぐらいかかるんですね。そうしたことで本当にいいのか、市民が望むそういった司法サービスができるのかどうか。

特に私が問題とするのは、こういった区域の管轄に関しても、実は利用者である地元の法曹界あるいは住民の方々、そしてまた市町村に対して、ほとんど満足な協議とかあるいは意見交換といった場が設けられていないということで、地元では大変心配に感じております。こんなことでは

いけないと思つておりまして、ぜひそういうことをお考えいただきたい。

ちよつと伺いたいのは、裁判所の設置基準、こういったものが実際あるのかどうか。さまざまな人口ですとかあるいは交通機関の利便性とか、普通に考えたらそういったことが必要だと思うんですけれども、そういったものが実際あるのかどうか、もしないのであれば、しつかり設置基準をつくつていただきたいと思つております。

○国尾最高裁判所長官代理者 裁判所の認識について御説明いたしますと、司法制度改革審議会の意見書にもございますとおり、裁判所の配置は、裁判所へのアクセス、提供する司法サービスの質等を総合した国民の利便性を確保する観点から、人口動態、交通事情の変化、裁判所で取り扱う事件数の動向等を考慮の上、IT技術の進展等も視野に入れながら、総合的な利便性の向上の見地から検討する必要があると認識しております。

このような要素につきまして、平素よりさまざまな数値について検討いたしておりますが、それに加えまして、現状におきましては、裁判員制度を初めとする司法制度改革に関連して新たに設けられました制度などについて順次検討をいたしまして、このような新たな事情の検討も加えまして、総合的な検討をしていくということを考えておるところでございます。本庁、支部を含めた設置の基準ということにつきましても、その一般的なところから検討しておるところでございます。

○井上(信)委員 ぜひ、国民は望んでおりますから、その検討を進めていただきたいと思います。次に、裁判所の定員法の改正案についてでありますけれども、今回、定員をふやすということでは、これはもう非常にいいことだと思つております。しつかりふやしていただきたいとは思ふんですけれども、むしろ、単に少しづつふやしていくということではなくて、全体として、ふやしていくことは、これからどのような社会を目指していくのかという、そのグランドデザインを伺いたいと思ひます。

かという、そのグランドデザインを伺いたいと思ひます。

やはりこれから、例えば、今政府全体として、とにかく規制緩和を実行していく、事前規制から事後チェックへの世の中になっていくということ、普通に考えますと、当然、司法の役割というものがふえてくる、あるいは民間の活力をどんどんどんどん導入をしていって、そしてそのチェックを司法にお願いしよう、最終的なチェックをやってもらおうという話になると思うんです。

ただ、最高裁の過去の御答弁などによりまして、やはり病理的現象、今の訴訟に時間がかかるといったことに対して裁判官をふやして、そしてそれをしつかりやっていくという御答弁でありまして、むしろ、訴訟事件の件数については、これは今後のことだからよくわからないみたいな話ばかりであります。

やはりそうではなくて、政府としてある程度、例えば欧米のような訴訟社会を目指していくのか、欧米といつてもアメリカとヨーロッパとがだいぶ違いますし、そういった意味で、しつかりとしたこれからの計画というグランドデザインをぜひお答えいただきたいと思います。

○南野国務大臣 お答え申し上げます。

今後の国民生活のさまざまな場面におきまして法曹に対する需要がますます多様化し、または高度化していくことが予測されております。二十一世紀の司法を支えるためには、裁判官を初めとする司法の人的基盤の充実強化というものが不可欠であるといふふうに考えております。

法務省といたしましても、司法制度改革の進捗状況、その時々における事件数、社会の需要などを踏まえながら、関係省庁とも相談しながら、人的基盤の一層の充実強化に向けて適切な措置を講じてまいりたいと思つております。

○井上(信)委員 私は、むしろ、事件数の増減とかそういうことに対応するということではなく

て、しつかり政府として、行政としてどのような見通しを持って、そしてこの裁判官の増員に取り組んでいくのか、そういった方針をぜひ考えていただきたいと思つております。

そして、そういう中で、今回の合計七十五名の増員で本当に足りるのかどうか、これはちよつと、どういった根拠で七十五名なのか、その辺を伺いたいと思ひます。

私が思いますに、やはり訴訟の中で、裁判迅速化法も通つたことありますし、そういう意味では、迅速かつ公正な裁判というのと、そして充実した審理ということ、これはなかなか両立させるのは難しいと思ひます。そうした中で、やはり裁判官の増員のニーズが高まっている。これをやっていくことによって、こういったことをクリアしていくためにはいけないというふうに思ひます。

そして、あるいは今、法曹人口全体をとにかく増員していこうということに取り組んでおられるところでありましても、そうした中で、では、その法曹三者のバランスの問題があると思ひます。やはり今の目標に照らし合わせますと、少し裁判官の増員のペースは少ないのではないかな、バランスを失っているのではないかなというふうには私は思つておりますけれども、その辺のところをいかが考えておられるのか、御見解をいただきたいと思います。

○国尾最高裁判所長官代理者 裁判所といたしましては、これまで、事件動向及び事件処理状況等を踏まえて裁判官の増員を図つてきておりまして、今後とも、必要な体制の整備に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

他方、検察官や弁護士あるいは司法修習生の増加に対応して裁判官の数があるべきかということでございますが、この点につきましましては、やはり裁判所は事件処理をするという観点から裁判所の陣容ということを考えておりますので、今までの検討が基本になるわけでございますが、法曹

人口の大幅な増加というに伴いまして、当然のことながら、裁判所に係属する事件数も増加するということが予想されて、このような観点から、より適正かつ迅速な裁判を実現する、あるいは専門事件への対応を強化するというために、裁判官の増員が必要であるという認識を持っておるところでございます。

平成十七年度の増員につきましては、このような検討のもとに、裁判官の充員計画というようにすることも踏まえまして、この七十五名という増員要求をしておるところでございます。

○井上(信)委員 ぜび、この七十五名にとどまらず、本年に毎年毎年、これからどんどんふやしていかなければ、これからの社会に対応できないというように認識を持っております。よろしくお願いしたいと思っております。

そして、その人数をふやしていくだけではなくて、当然のことながら、裁判官の質の充実をしっかりとやっていかなければいけないと思っております。それについてもあわせてお願いするとともに、これは先ほどの下級裁判所の管轄あるいはその設立と同じ話でありますけれども、では、その増員した裁判官をどこにどういうふうに配置するか、これがやはりこれから具体的には最も大切なことになると思っております。それについてはぜひ法務省内部で、しっかりと適正な配置、これはやはり利用者の立場に立つて、本当にニーズのあるところ、しっかりと適正な配置をしていただきたい、そのように思っております。

いずれにいたしましても、これから本当に、訴訟の社会に対する重要性というものはますます上がっていくと思っております。そうした中で、国民のニーズもどんどん高まっていく。私は、繰り返しますけれども、今回、本年に七十五名で、それで十分なのだろうか、それぐらいの意識を持っております。

ただ、そうした中で、ぜひ大臣の方から、この法改正によって、しっかりと国民が満足できるような司法サービス、これからもしっかりやっていく

くんだという力強い決意を最後に伺いたいと思っております。

○南野国務大臣 本日に委員御指摘のとおり、司法を支える人的基盤を充実強化することが、国民にとつては身近で、迅速で、頼りがいのあるというように司法の実現をしていくことが極めて大事であるというふうに思っております。

そういうことで、法務省といたしましても、人的基盤の一層の充実強化、先生がお話しになっておられるように、そのような方向に向けて鋭意努力してまいりたいというふうに思っております。

○井上(信)委員 ぜび、大臣がリーダーシップをとって、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

どうもありがとうございます。

○塩崎委員長 次に、漆原良夫君。

○漆原委員 公明党の漆原でございます。私が最後のバッターになりましたので、よろしくお願い申し上げます。

裁判所定員法についてお尋ねしたいんですが、この法案審査になるたびに私は、平成九年の三月、今ごろ、忙し過ぎる裁判官ということで質問をして、大幅な裁判官の増員ということを訴えたことをいつも思い出します。

当時は、裁判官一人当たりの民事事件の手持ち件数は、全国平均で二百件から三百件という日弁連のアンケート結果が出ておりました。この点につきまして、当時、涌井長官代理者は、東京地裁あるいは八王子支部それから大阪地裁、民事担当の裁判官の手持ち事件数が二百五十件程度になっているというのが実態だ、さらに、新受件数は毎月二十から三十、こう答弁されておるわけでございますけれども、現在の東京地裁本庁そして八王子支部、大阪地裁の手持ち事件数、それから月間の新受件数はどのようになっているのか、お尋ねしたいと思っております。

○園尾最高裁判所長官代理者 ただいま御指摘のとおり、パブル経済の崩壊後に大都市部の裁判所を中心として民事事件が急増いたしましたので、例え

ば東京地裁本庁におきましては、一時は裁判官一人当たりの手持ち事件数が三百件近くに上りました。その後、毎年大都市部の繁忙庁を中心に増員を行ってきたこと等によりまして、現在では裁判官一人当たりの負担件数はおおむね落ちつきを見せております。

平成十六年における事件数を見ますと、民事通常部の裁判官一人当たりの手持ち事件数は、東京地裁、同八王子支部及び大阪地裁、これらのいずれも平均百六十件ないし百七十件となっております。また、一カ月当たりの新受事件数は、東京地裁本庁、同八王子支部及び大阪地裁本庁とも二十五ないし三十件となっておりますのでござい

ます。

○漆原委員 ありがとうございます。

裁判官の生活状況について、当時のアンケートはこんなふうになっておりました。平日の夜、裁判記録を読んだり判決を書いたりしている裁判官は四十九名中四十名、八十一%。土曜、日曜の両日も仕事をしている裁判官は五十四名中三十二名、五九%。土日のどちらかの一日は仕事をしている裁判官は五十四名中十四名、二五%。したがって、土日に仕事をしている裁判官というのは五十四名中十六名、八五%。

これに対して涌井代理者は、「大都市部で、特に民事事件を担当しております裁判官は事件数がふえまして負担が重くなっておりますので」、「そういう仕事ぶりであるということは私どもの方も十分認識しております」というふうに答弁されておられるわけなんです。裁判官の手持ち件数がおられる二百五十から現在百六十ぐらいに減っているというところで、これは大変結構なことだと思うんです。しかし、新受件数が今お話しになった二十五から三十というのは結構大変な数でありまして、毎日一件ずつ判決ないし和解で落としていかないとどんどん手持ち件数がふえる、こういう結果になろうかと思うんですが、裁判官の生活状況はその後の改善はなされたんでしょうか。いかがでしょうか。

○園尾最高裁判所長官代理者 裁判官一人当たりの手持ち事件数は、平成九年ごろと比べまして、現在はさきに御説明しましたとおり一定程度減少をしております。その意味では改善が図られているというように考えておるところでございます。

しかしながら、現在は、平成九年当時にも増して困難な事件が裁判所に持ち込まれておりまして、また迅速処理も要請されるということもございますので、裁判官はなおかなり忙しい状況に置かれておるというように認識をしておるところでございます。

○漆原委員 法務大臣にお尋ねしたいんですが、裁判官が忙しいとどうなるかというアンケート結果、驚くべき報告が出ておまして、判決に影響はないと答えた裁判官は九名いるんですけども、判決に影響がある、こう答えた裁判官は三十一名もいらしたわけでありまして。国民の権利の保護、司法に対する国民の信頼の維持という観点から、この事態はゆゆしき事態だというふうに私は思っております。

裁判官の数を大幅に増員し、裁判官が十分に国民の信頼にこたえられるような環境を整備する必要がありますかと私は思いますが、大臣はいかがでございますでしょうか。

○南野国務大臣 今、先生がお読みになられたこのアンケート、本当にそれが支障を来するような判決が出されると困るなというふうにも思ったりいたしているわけでございます。そういう意味ではやはり環境を整えなければいけないということもございまして、先生御指摘のように、二十一世紀の我が国社会にふさわしい、国民にとつて身近で信頼される司法を構築するための環境整備として、司法の人的基盤を充実強化することがまず大切であると思っております。裁判官の増員につきましても重要な課題であると認識しております。

皆様方、議員の方々もそれぞれに裁判官と同じくらい大切な忙しいお時間を使っておられるというふうにも思いますが、今後とも、法曹人口とい

うことにつきましては増加を図る中で、裁判官につきましてもより一層の充実強化に努めてまいりたいと思っております。

○漆原委員 裁判官の増員問題は常にこの法務委員会でも指摘されてきたんですけれども、今までまことに奇妙な現象がこの法務委員会が続いておりました。

通常、役所は増員されることを喜んですけれども、なかなか最高裁は喜ばない。委員のメンバーは大幅増員というふうに言うんですが、最高裁は結構消極的な発言でございまして、平成九年当時、私の質問でも、増員すべき裁判官の数は五百二十八名というふうに申し上げた。それに対して補弁代理者の答弁は、「今後も必要な裁判官の人員の確保に力を尽くしていきたい」という答弁にとどまっております。

その後、十三年六月十二日に司法制度改革審議会の意見書で、全体として法曹人口の増加を図る中で裁判官を大幅に増員すべきであるという、明確に裁判官の大幅増員の必要性を指摘されたわけでございます。

そこで最高裁にお尋ねしたいんですが、増員すべき裁判官の数はどのくらいと考えておられるのか。そして、その後の増員計画についてどう考えておられるのか。もう一つ、今回の判事補三十五名、判事四十名は、この増員計画における位置づけはどうなっているのか。三点あわせてお尋ねします。

○園尾最高裁判所長官代理者 裁判所といたしましては、委員の御質問を受けてから四年後というふうになります。平成十三年に司法制度改革審議会において、裁判の迅速化や充実等のため、今後十年間で裁判官約五百人プラスアルファの増員が必要であるという意見を述べまして、平成十四年度から計画性を持って増員をしていくところでございます。委員の御指摘から少しおくれましてはありますが、平成十四年以降は毎年、判事、判事補合わせて四十五人を超える規模の増員をしておるところでございます。

今回の増員要求は、このような計画性を持った増員に加えて、裁判所にとって極めて重要な制度改革である裁判員制度導入に向けた体制整備を図ろうとするものでございます。裁判所としては、今後も引き続き事件動向を踏まえて裁判の迅速化や充実等に必要となる体制の確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

○漆原委員 余り十分な答えではないなと思いますが、次に移ります。

国民と司法、特に裁判官の関係について聞いたんですが、日本の裁判官というのは国民から遠く離れた存在で、どこで何を、何を考えているかわからない。裁判官も忙しいものですから、国民がどんなことを考えているかわからない。毎日裁判所と官舎の間を行ったり来たりして、毎日記録を読んでいる、こんな想像がされるわけなんです。裁判員制度の導入によってこれからの司法は国民と裁判官が一緒になって支えていく、こういうシステムになったわけでありまして、これらの裁判官はもっと積極的にならざるを得ない。市民とかかわり合いを深めていく必要があるのではないかとこのように思いますが、今、最高裁が具体的にどんなことに取り組んでおられるのか、お尋ねしたいと思います。

○園尾最高裁判所長官代理者 これまで裁判官個人個人としてはさまざまな接触を持つということもあつたわけですが、ただいまのような御指摘も踏まえて、裁判所もひとつ組織としてそのようなことも考えていくという方向が必要なのではないかというふうなことで検討しておるところでございます。

このような観点から、まず、裁判官を裁判所外に派遣するという制度といたしまして、従来の、留学や民間企業での研修ということ、あるいは行政への出向というふうに加えて、弁護士事務所へ原則として二年間派遣する制度を導入したところでございます。これらによって、原則としてすべての判事補が裁判所外での勤務を経験するという機会を持つことができるように考えています。

きたいというところを現在実行中でございます。

そのほかにも、これは裁判官個人個人の考え方ということにゆだねられるところではあります。が、それを大いに推奨するという意味で、現在さまざまな裁判所で裁判官が外に出ていって講演をするといういわゆる出前講演ということ、あるいは出前講義というのを実行しております。

これは、裁判官が学校、これも小学校、中学校、高校あるいは大学に行くという裁判官もおられますが、そのようなさまざまなところに出ていって、質疑に回答したり、あるいは、そのような方々が今度は裁判所に来られたという場合に、これも裁判官個々人の裁量でということですが、さまざまな案内をする。例えば、法廷で事件が終わった後に一般的な質問を受けるというようなことも積極的に努めようというふうな雰囲気は大きいに守り立てておるところでございます。

○漆原委員 ありがとうございます。

裁判員制度、大変な課題でございますけれども、裁判員制度が我が国に根づくかどうかは、参加していただいた裁判員がああいったという充実感を持って帰っていただけるかどうかというふうに思います。

そういう意味では、裁判員と一緒に審理を進めていく、合議をする裁判官そして裁判長の審理の進め方が私は非常に重要なファクターになるだろうと思うんですね。職権的な進め方、専門用語をいっぱい使った説明の仕方では裁判員はついてこない。そういう意味で、よく説明し、よく理解し、よくリードしていく、こういう進め方が大変重要だと思っております。この点についての最高裁の現在の、どんなふうに取り組んでおられるのか、お尋ねしたいと思います。

○大谷(直)最高裁判所長官代理者 お答えいたします。

評議の進行のあり方というのが裁判員裁判において大変重要であることは、委員御指摘のとおりであらうと思っております。その点を念頭に置きつつ

模擬裁判などを実施してきたところでありますけれども、その結果等を見ましても、裁判員に自信を持って自由に発言してもらうためには争点や証拠を十分理解していただくことが不可欠でありまして、そのためにどのような形で争点や証拠を提示するのがよいか、あるいは、どうしたら裁判官と裁判員との間で良好なコミュニケーションを確立し、いわば一つのチームとして裁判を行うことができるかなどといった問題が改めて浮き彫りにされております。

こうした課題につきましては、多角的に検討する必要があります。これは言うまでもございませんが、例えば、欧米諸国における刑事裁判の運用状況の調査研究も非常に重要であると考えております。そこで、裁判所といたしましては、昨年から欧米諸国に裁判官を派遣しております。今後、引き続き、こうした海外派遣を含め、さらに調査検討を重ねて、委員が言われるような、裁判員の皆さんに参加してよかったという実感を持っていただける、そういった制度になるよう積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

○漆原委員 最後に法務大臣にお聞きしたいんですが、世論調査によりますと、まだまだ国民の半分ぐらいの人が裁判員になんたくないと考えているようでございますが、裁判員に対する国民に対する周知啓発活動が非常に大事だと思っております。法務省は、これまでの取り組み及び今後どんなふうに取り組んでいかれるのか、大臣にお尋ねしたいと思います。

○南野国務大臣 先生御指摘のとおり、あと四年しかない、けれども四年もあるといういろいろな考え方の中で前向きに取り組んでいきたいというふうな思っているところでございます。裁判員制度は、国民に身近な司法を実現するために非常に重要な制度であると思っております。一方、国民の皆様は御負担をおかけすることになるのでないかということもありますが、それだけに、裁判の意義をよく理解していただき、進んで刑事裁判に参加していただける、そのように望んでい

ろでございます。

そのためには、法務省は、最高裁判所及び日本弁護士連合会と連携協力していただきながら、裁判員制度の広報啓発を推進してまいりました。特に、若い方から年配の方までが、国民が裁判に参加することとてございまして、その意義を十分に理解してもらわなければいけないと思っております。そういう意味では、中学校で模擬裁判の授業を行ったり、また生涯学習の場で制度の説明を行ったりいたしております。また、タウンミーティングなどでも大変いい反響をいただいておりますので、一般の方々とともにその意義を話し合ったりしているところでございまして。

今後、最高裁、日弁連と連携協力した広報啓発をさらに充実して積極的に展開していきたいというふうに思っております。また、裁判員制度の円滑な導入を図りますために、政府全体としての取り組みを進めるために、近く内閣の司法制度改革推進室を中心に、法務省を初め関係省庁を集めた連絡会議が設置されるものと承知いたしております。法務省といたしましても全力で取り組んでまいります。

○漆原委員 以上で終わります。大変ありがとうございました。

○塩崎委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○塩崎委員長 これより討論に入るのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、内閣提出、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○塩崎委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、内閣提出、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○塩崎委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○塩崎委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○塩崎委員長 次に、本日付託になりました内閣提出、不動産登記法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。南野法務大臣。

不動産登記法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○南野国務大臣 不動産登記法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を説明いたします。

この法律案は、土地の筆界の迅速かつ適正な特定を図り、筆界をめぐる紛争の解決に資するため、登記官が、土地の所有権登記名義人等の申請に基づいて筆界を特定する制度を創設するほか、司法書士及び土地家屋調査士の業務について筆界特定についての手続の代理及び民間紛争解決手続の代理に関する規定を整備する等の法整備を行うものであります。

まず、不動産登記法の改正について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、筆界の特定は、筆界特定登記官が、土地の所有権の登記名義人等の申請により、筆界調査委員の意見を踏まえて行うこととしておりま

す。

第二に、筆界調査委員は、筆界特定のために必要な事実の調査を行い、筆界特定登記官に意見を提出することを職務とし、そのために必要な専門的知識及び経験を有する者のうちから任命することとしております。

第三に、筆界特定の手続において、対象となる土地の所有権登記名義人等には、意見を述べ、資料を提出する機会が与えられることとしております。

第四に、筆界特定の手続の記録は、登記所において公開することとしております。

次に、不動産登記法の改正に伴う司法書士法及び土地家屋調査士法の改正について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、簡易裁判所における訴訟手続について代理することができるよう司法書士については、みずから代理人として関与している簡易裁判所における事件の上訴の提起を代理することができると、紛争の目的の価額が百四十万円を超えない民事紛争の仲裁手続について代理することができると、及び筆界特定の対象となる土地の価額に基づき法務省令で算定する額が百四十万円を超えないときは、筆界特定の手続について代理することができるとしております。

第二に、土地家屋調査士については、筆界特定の手続について代理することができると、及び所定の研修の課程を修了し、かつ、法務大臣の認定を受けた土地家屋調査士は、筆界が明らかでないことを原因とする民事紛争に係る民間紛争解決手続であつて法務大臣が指定する団体が行うものについて、弁護士との共同受任を条件として、代

理することができることとしております。

なお、この法律の施行に伴い、政省令の制定等所要の手続が必要となりますので、その期間を考慮いたしまして、この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○塩崎委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○塩崎委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております本案審査のため、来る十五日火曜日、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○塩崎委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る十五日火曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午前十一時四十二分散会

不動産登記法等の一部を改正する法律案

不動産登記法等の一部を改正する法律

（不動産登記法の一部改正）

第一条 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

〔第六章 筆界特定〕

第一節 総則（第二百二十三条―第二百三

第二節 筆界特定の手続

第一款 筆界特定の申請（第二百三十

第二款 筆界の調査等（第二百三十四

第三款 筆界特定（第二百四十二条―第

目次中 「第六章 雑則（第二百二十三条―第二百三十条）
第七章 罰則（第二百三十一条―第二百三十六条）」を

十条)

一条―第百三十三条)

条―第百四十一条) に改める。

百四十五条)

十条)

八条)

四条)

第二十五条第七号中「同条第二項」の下に「第

九十五条第二項において準用する場合を含む。」

及び第九十五条第二項を「第九十三条」の下に

「第九十五条第二項において準用する場合を含む。」

を」を加える。

第二十九条第二項中「関係人」を「関係者」に改

める。

第五十八条第一項第二号中「又は当該」を「当

該」に、「の建物」を「の建物」に改める。

第六十三条第一項中「同条第二項」の下に「第

九十五条第二項において準用する場合を含む。」

及び第九十五条第二項を加える。

第二百二十二条中「第百二十五条及び第百二十

七条」を「第百五十三条及び第百五十五条」に改

める。

第七章中第百三十六条を第百六十四条とす

る。

第百三十五条中「第百三十二条」を「第百六十

条」に改め、同条を第百六十三条とする。

第百三十四条を削り、第百三十三条を第百六

十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(検査の妨害等の罪)

第百六十二条 次の各号のいずれかに該当する

者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十九条第二項(第十六条第二項にお

いて準用する場合を含む。次号において同

じ。)の規定による検査を拒み、妨げ、又は

第四節 雑則(第百四十六条―第百五十
第七章 雑則(第百五十一条―第百五十
第八章 罰則(第百五十九条―第百六十

第六章 筆界特定
第一節 総則
第二百二十三条 この章において、次の各号に掲

げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定め

るところによる。

一 筆界 表題登記がある一筆の土地(以下

単に「一筆の土地」という。)とこれに隣接す

る他の土地(表題登記がない土地を含む。以

下同じ。)との間において、当該一筆の土地

が登記された時にその境を構成するものと

された二以上の点及びこれらを結ぶ直線を

いう。

二 筆界特定 一筆の土地及びこれに隣接す

る他の土地について、この章の定めるところ

により、筆界の現地における位置を特定

すること(その位置を特定することができ

ないときは、その位置の範囲を特定するこ

と)をいう。

三 対象土地 筆界特定の対象となる筆界で

相互に隣接する一筆の土地及び他の土地を

いう。

四 関係土地 対象土地以外の土地(表題登

記がない土地を含む。)であつて、筆界特定

の対象となる筆界上の点を含む他の筆界で

対象土地の一方又は双方と接するものをい

う。

五 所有権登記名義人等 所有権の登記があ

る一筆の土地にあつては所有権の登記名義

人、所有権の登記がない一筆の土地にあつ

ては表題部所有者、表題登記がない土地に

あつては所有者をいい、所有権の登記名義

人又は表題部所有者の相続人その他の一般

承継人を含む。

(筆界特定の事務)

第二百二十四条 筆界特定の事務は、対象土地の

所在地を管轄する法務局又は地方法務局が

かさどる。

2 第六条第二項及び第三項の規定は、筆界特

定の事務について準用する。この場合におい

て、同条第二項中「不動産」とあるのは「対象土

地」と、「登記所」とあるのは「法務局又は地方

法務局」と、「法務局若しくは地方法務局」とあ

るのは「法務局」と、同条第三項中「登記所」と

あるのは「法務局又は地方法務局」と読み替え

るものとする。

(筆界特定登記官)

第二百二十五条 筆界特定は、筆界特定登記官(登

記官のうちから、法務局又は地方法務局の長

が指定する者をいう。以下同じ。)が行う。

(筆界特定登記官の除斥)

第二百二十六条 筆界特定登記官が次の各号のい

ずれかに該当する者であるときは、当該筆界

特定登記官は、対象土地について筆界特定を

行うことができない。

一 対象土地又は関係土地のうちいずれかの

土地の所有権の登記名義人(仮登記の登

記名義人を含む。以下この号において同

じ。)、表題部所有者若しくは所有者又は所

有権以外の権利の登記名義人若しくは当該

権利を有する者

二 前号に掲げる者の配偶者又は四親等内の

親族(配偶者又は四親等内の親族であつた

者を含む。次号において同じ。)

三 第一号に掲げる者の代理人若しくは代表

者(代理人又は代表者であつた者を含む。)

又はその配偶者若しくは四親等内の親族

(筆界調査委員)

第二百二十七条 法務局及び地方法務局に、筆界

特定について必要な事実の調査を行い、筆界

特定登記官に意見を提出させるため、筆界調

査委員若干人を置く。

2 筆界調査委員は、前項の職務を行うのに必

要な専門的知識及び経験を有する者のうちか

ら、法務局又は地方法務局の長が任命する。

3 筆界調査委員の任期は、二年とする。

4 筆界調査委員は、再任されることができ

る。

5 筆界調査委員は、非常勤とする。
(筆界調査委員の欠格事由)

第二百二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、筆界調査委員となることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又はその執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

二 弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)、司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)又は土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)の規定による懲戒処分により、弁護士会からの除名又は司法書士若しくは土地家屋調査士の業務の禁止の処分を受けた者でこれらの処分を受けた日から三年を経過しないもの

三 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から三年を経過しない者

2 筆界調査委員が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、当然失職する。
(筆界調査委員の解任)

第二百二十九条 法務局又は地方法務局長は、筆界調査委員が次の各号のいずれかに該当するときは、その筆界調査委員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反その他筆界調査委員たるに適しない非行があると認められるとき。

(標準処理期間)

第三百三十条 法務局又は地方法務局長は、筆界特定の申請がされてから筆界特定登記官が筆界特定をするまでに通常要すべき標準的な期間を定め、法務局又は地方法務局における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならない。

第二節 筆界特定の手続

第一款 筆界特定の申請
(筆界特定の申請)

第三百三十一条 土地の所有権登記名義人等は、筆界特定登記官に対し、当該土地とこれに隣接する他の土地との筆界について、筆界特定の申請をすることができる。

2 筆界特定の申請は、次に掲げる事項を明らかにしてしなければならない。

一 申請の趣旨

二 筆界特定の申請人の氏名又は名称及び住所

三 対象土地に係る第三十四条第一項第一号及び第二号に掲げる事項(表題登記がない土地にあつては、同項第一号に掲げる事項)

四 対象土地について筆界特定を必要とする理由

五 前各号に掲げるもののほか、法務省令で定める事項

3 筆界特定の申請人は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

4 第十八条の規定は、筆界特定の申請について準用する。この場合において、同条中「不動産を識別するために必要な事項、申請人の氏名又は名称、登記の目的その他の登記の申請に必要な事項として政令で定める情報(以下「申請情報」という。）」とあるのは、「第三百三十一条第二項各号に掲げる事項に係る情報(第二号、第三百三十二条第一項第四号及び第五十号において「筆界特定申請情報」という。))と、「登記所」とあるのは「法務局又は地方法務局」と、同条第二号中「申請情報」とあるのは「筆界特定申請情報」と読み替えるものとする。

(申請の却下)

第三百三十二条 筆界特定登記官は、次に掲げる場合には、理由を付した決定で、筆界特定の申請を却下しなければならない。ただし、当該申請の不備が補正することができるものである場合において、筆界特定登記官が定めた相当の期間内に、筆界特定の申請人がこれを補正したときは、この限りでない。

一 対象土地の所在地が当該申請を受けた法

務局又は地方法務局の管轄に属しないと

二 申請の権限を有しない者の申請によること

三 申請が前条第二項の規定に違反すること

四 筆界特定申請情報の提供の方法がこの法律に基づく命令の規定により定められた方式に適合しないとき

五 申請が対象土地の所有権の境界の特定その他筆界特定以外の事項を目的とするものと認められるとき

六 対象土地の筆界について、既に民事訴訟の手續により筆界の確定を求める訴えに係る判決(訴えを不適法として却下したもの)を除く。第四百四十八条において同じ。が確定しているとき

七 対象土地の筆界について、既に筆界特定登記官による筆界特定がされているとき

ただし、対象土地について更に筆界特定をする特段の必要があると認められる場合を除く。

八 手数料を納付しないとき

九 第四百四十六条第五項の規定により予納を命じた場合においてその予納がないとき

2 前項の規定による筆界特定の申請の却下は、登記官の処分とみなす。
(筆界特定の申請の通知)

第三百三十三条 筆界特定の申請があつたときは、筆界特定登記官は、遅滞なく、法務省令で定めるところにより、その旨を公告し、かつ、その旨を次に掲げる者(以下「関係人」という。))に通知しなければならない。ただし、前条第一項の規定により当該申請を却下すべき場合は、この限りでない。

一 対象土地の所有権登記名義人等であつて筆界特定の申請人以外のもの

二 関係土地の所有権登記名義人等
2 前項本文の場合において、関係人の所在が

判明しないときは、同項本文の規定による通知を、関係人の氏名又は名称、通知をすべき事項及び当該事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する旨を対象土地の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過したときに、当該通知が関係人に到達したものとみなす。

第二款 筆界の調査等

(筆界調査委員の指定等)

第三百三十四条 法務局又は地方法務局長は、前条第一項本文の規定による公告及び通知がされたときは、対象土地の筆界特定のために必要な事実の調査を行うべき筆界調査委員を指定しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の筆界調査委員に指定することができない。

一 対象土地又は関係土地のうちいずれかの土地の所有権の登記名義人(仮登記の登記名義人を含む。以下この号において同じ。)、表題部所有者若しくは所有者又は所有権以外の権利の登記名義人若しくは当該権利を有する者

二 前号に掲げる者の配偶者又は四親等内の親族(配偶者又は四親等内の親族であつた者を含む。次号において同じ。)

三 第一号に掲げる者の代理人若しくは代表者(代理人又は代表者であつた者を含む。))又はその配偶者若しくは四親等内の親族

3 第一項の規定による指定を受けた筆界調査委員が数人あるときは、共同してその職務を行う。ただし、筆界特定登記官の許可を得て、それぞれ単独にその職務を行い、又は職務を分掌することができる。

4 法務局又は地方法務局長は、その職員に、筆界調査委員による事実の調査を補助させることができる。

(筆界調査委員による事実の調査)

第四百三十五条 筆界調査委員は、前条第一項の規定による指定を受けたときは、対象土地又は関係土地その他の土地の測量又は実地調査をすること、筆界特定の申請人若しくは関係人又はその他の者からその知っている事実を聴取し又は資料の提出を求めることその他対象土地の筆界特定のために必要な事実の調査をすることができる。

2 筆界調査委員は、前項の事実の調査に当たっては、筆界特定が対象土地の所有権の境界の特定を目的とするものでないことに留意しなければならない。

(測量及び実地調査)

第四百三十六条 筆界調査委員は、対象土地の測量又は実地調査を行うときは、あらかじめ、その旨並びにその日時及び場所を筆界特定の申請人及び関係人に通知して、これに立ち会う機会を与えなければならない。

2 第四百三十三条第二項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

(立入調査)

第四百三十七条 法務局又は地方法務局の長は、筆界調査委員が対象土地又は関係土地その他の土地の測量又は実地調査を行う場合において、必要があると認めるときは、その必要の限度において、筆界調査委員又は第四百三十四条第四項の職員(以下この条において「筆界調査委員等」という。)に、他人の土地に立ち入らせることができる。

2 法務局又は地方法務局の長は、前項の規定により筆界調査委員等を他人の土地に立ち入らせようとするときは、あらかじめ、その旨並びにその日時及び場所を当該土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により宅地又は垣、さく等で囲まれた他人の占有する土地に立ち入ろうとする場合には、その立ち入ろうとする者は、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 土地の占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

6 第一項の規定による立入りをする場合に、筆界調査委員等は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

7 国は、第一項の規定による立入りによって損失を受けた者があるときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(関係行政機関等に対する協力依頼)

第四百三十八条 法務局又は地方法務局の長は、筆界特定のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係のある公私の団体に對し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(意見又は資料の提出)

第四百三十九条 筆界特定の申請があつたときは、筆界特定の申請人及び関係人は、筆界特定登記官に対し、対象土地の筆界について、意見又は資料を提出することができる。この場合において、筆界特定登記官が意見又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

2 前項の規定による意見又は資料の提出は、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて法務省令で定めるものをいう。)により行うことができる。

(意見聴取等の期日)

第四百四十条 筆界特定の申請があつたときは、筆界特定登記官は、第四百三十三条第一項本文の規定による公告をした時から筆界特定をするまでの間に、筆界特定の申請人及び関係人

に對し、あらかじめ期日及び場所を通知して、対象土地の筆界について、意見を述べ、又は資料(電磁的記録を含む。)を提出する機会を与えなければならない。

2 筆界特定登記官は、前項の期日において、適当と認める者に、参考人としてその知つている事実を陳述させることができる。

3 筆界調査委員は、第一項の期日に立ち会うものとする。この場合において、筆界調査委員は、筆界特定登記官の許可を得て、筆界特定の申請人若しくは関係人又は参考人に対し質問を発することができ。

4 筆界特定登記官は、第一項の期日の経過を記載した調査を作成し、当該調査において当該期日における筆界特定の申請人若しくは関係人又は参考人の陳述の要旨を明らかにしておかなければならない。

5 前項の調査は、電磁的記録をもって作成することができる。

6 第四百三十三条第二項の規定は、第一項の規定による通知について準用する。

(調査等の閲覧)

第四百四十一条 筆界特定の申請人及び関係人は、第四百三十三条第一項本文の規定による公告があつた時から第四百四十四条第一項の規定により筆界特定の申請人に対する通知がされるまでの間、筆界特定登記官に対し、当該筆界特定の手続において作成された調査及び提出された資料(電磁的記録であつては、記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの)の閲覧を請求することができる。この場合において、筆界特定登記官は、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができる。

2 筆界特定登記官は、前項の閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

第三節 筆界特定
(筆界調査委員の意見の提出)

第四百四十二条 筆界調査委員は、第四百四十条第一項の期日の後、対象土地の筆界特定のために必要な事実の調査を終了したときは、遅滞なく、筆界特定登記官に対し、対象土地の筆界特定についての意見を提出しなければならない。

(筆界特定)

第四百四十三条 筆界特定登記官は、前条の規定により筆界調査委員の意見が提出されたときは、その意見を踏まえ、登記記録、地図又は地図に準ずる図面及び登記簿の附属書類の内容、対象土地及び関係土地の地形、地目、面積及び形状並びに工作物、囲障又は境界標の有無その他の状況及びこれらの設置の経緯その他の事情を総合的に考慮して、対象土地の筆界特定をし、その結論及び理由の要旨を記載した筆界特定書を作成しなければならない。

2 筆界特定書においては、図面及び図面上の点の現地における位置を示す方法として法務省令で定めるものにより、筆界特定の内容を表示しなければならない。

3 筆界特定書は、電磁的記録をもって作成することができる。

(筆界特定の通知等)

第四百四十四条 筆界特定登記官は、筆界特定をしたときは、遅滞なく、筆界特定の申請人に対し、筆界特定書の写しを交付する方法(筆界特定書が電磁的記録をもって作成されているときは、法務省令で定める方法)により当該筆界特定書の内容を通知するとともに、法務省令で定めるところにより、筆界特定をした旨を公告し、かつ、関係人に通知しなければならない。

2 第四百三十三条第二項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

(筆界特定手続記録の保管)

第四百四十五条 前条第一項の規定により筆界特定の申請人に対する通知がされた場合におけ

る筆界特定の手続の記録(以下「筆界特定手続記録」という。)は、対象土地の所在地を管轄する登記所において保管する。

第四節 雑則

(手続費用の負担等)

第四百六十六条 筆界特定の手続における測量に要する費用その他の法務省令で定める費用(以下この条において「手続費用」という。)は、筆界特定の申請人の負担とする。

2 筆界特定の申請人が二人ある場合において、その一人が対象土地の一方の土地の所有権登記名義人等であり、他の一人が他方の土地の所有権登記名義人等であるときは、各筆界特定の申請人は、等しい割合で手続費用を負担する。

3 筆界特定の申請人が二人以上ある場合において、その全員が対象土地の一方の土地の所有権登記名義人等であるときは、各筆界特定の申請人は、その持分(所有権の登記がある一筆の土地にあつては第五十九条第四号の持分、所有権の登記がない一筆の土地にあつては第二十七条第三号の持分。次項において同じ。)の割合に応じて手続費用を負担する。

4 筆界特定の申請人が三人以上ある場合において、その一人又は二人以上が対象土地の一方の土地の所有権登記名義人等であり、他の一人又は二人以上が他方の土地の所有権登記名義人等であるときは、対象土地のいずれかの土地の一人所有権登記名義人等である筆界特定の申請人は、手続費用の二分の一に相当する額を負担し、対象土地のいずれかの土地の二人以上の所有権登記名義人等である各筆界特定の申請人は、手続費用の二分の一に相当する額についてその持分の割合に応じてこれを負担する。

5 筆界特定登記官は、筆界特定の申請人に手続費用の概算額を予納させなければならぬ(筆界確定訴訟における釈明処分の特則)

第四百四十七条 筆界特定がされた場合において、当該筆界特定に係る筆界について民事訴訟の手続により筆界の確定を求める訴えが提起されたときは、裁判所は、当該訴えに係る訴訟において、訴訟関係を明瞭にするため、登記官に対し、当該筆界特定に係る筆界特定手続記録の送付を嘱託することができる。民事訴訟の手続により筆界の確定を求める訴えが提起された後、当該訴えに係る筆界について筆界特定がされたときも、同様とする。

(筆界確定訴訟の判決との関係)
第四百四十八条 筆界特定がされた場合において、当該筆界特定に係る筆界について民事訴訟の手続により筆界の確定を求める訴えに係る判決が確定したときは、当該筆界特定は、当該判決と抵触する範囲において、その効力を失う。

(筆界特定書等の写しの交付等)
第四百四十九条 何人も、登記官に対し、手数料を納付して、筆界特定手続記録のうち筆界特定書又は政令で定める図面の全部又は一部(以下この条及び第五百三十三条において「筆界特定書等」という。)の写し(筆界特定書等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該記録された情報の内容を証明した書面の交付を請求することができる)。

2 何人も、登記官に対し、手数料を納付して、筆界特定手続記録(電磁的記録にあつては、記録された情報の内容を法務省令で定める方法により表示したもの)の閲覧を請求することができる。ただし、筆界特定書等以外のものについては、請求人が利害関係を有する部分に限る。

3 第四百九条第三項及び第四項の規定は、前二項の手数料について準用する。
(法務省令への委任)
第五百五十条 この章に定めるもののほか、筆界特定申請情報の提供の方法、筆界特定手続記録の公開その他の筆界特定の手続に関し必要

な事項は、法務省令で定める。
附則第十一条中「第三百三十条」を「第五百五十八条」に改める。

(司法書士法の一部改正)

第二条 司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「いう」の下に「。第四号において同じ」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、同号に掲げる事務を除く。

第三条第一項第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「書類」の下に「又は筆界特定の手続(不動産登記法(平成十六年法律第二百三十三号)第六章第二節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいう。第八号において同じ。))において法務局若しくは地方方法務局に提出し若しくは提供する書類若しくは電磁的記録を加え、同項第六号ただし書中「提起の下に(自ら代理人として手続に関与している事件の判決、決定又は命令に係るものを除く。)」を加え、同項第七号中「又は」の下に「仲裁事件の手続若しくは」を加え、同項に次の一号を加える。

八 筆界特定の手続であつて対象土地(不動産登記法第二百三十三条第三号に規定する対象土地をいう。)の価額として法務省令で定める方法により算定される額の合計額の二分の一に相当する額に筆界特定によつて通常得られることとなる利益の割合として法務省令で定める割合を乗じて得た額が裁判所法第三十三条第一項第一号に定める額を超えないものについて、相談に応じ、又は代理すること。

第三条第二項中「及び第七号」を「から第八号まで」に改め、同項(第三号を除く。)及び同条第三項第一号中「簡裁訴訟代理関係業務」を「簡裁訴訟代理等関係業務」に改める。
第二十一条中「簡裁訴訟代理関係業務」を「簡裁訴訟代理等関係業務」に改める。

第二十二條第一項中「事件」の下に「及び仲裁手続により仲裁人として取り扱った事件」を加え、同条第二項第三号及び第三項各号中「簡裁訴訟代理関係業務」を「簡裁訴訟代理等関係業務」に改め、同条第四項中「簡裁訴訟代理関係業務」を「簡裁訴訟代理等関係業務」に「前項ただし書」を同項ただし書に改める。

第二十九條第一項第二号及び第二項、第三十六條第二項並びに第三十七條第二項中「簡裁訴訟代理関係業務」を「簡裁訴訟代理等関係業務」に改める。

第三十八條第一項中「責めに任ずる」を「責任を負う」に改め、同条第四項中「簡裁訴訟代理関係業務」を「簡裁訴訟代理等関係業務」に、「責めに任ずる」を「責任を負う」に改める。

第四十條(見出しを含む)並びに第四十一条第一項第二号、第二項及び第三項第一号を除く。中「簡裁訴訟代理関係業務」を「簡裁訴訟代理等関係業務」に改める。

(土地家屋調査士法の一部改正)

第三条 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第二号中「申請手続」の下に「又はこれに関する審査請求の手続についての代理」を加え、同条第三号を次のように改める。

三 不動産の表示に関する登記の申請手続又はこれに関する審査請求の手続について法務局又は地方方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五号において同じ。)の作成

第三条に次の五号を加える。

四 筆界特定の手続(不動産登記法(平成十六年法律第二百三十三号)第六章第二節の規定による筆界特定の手続又は筆界特定の申請の却下に関する審査請求の手続をいう。次

号において同じ。)についての代理 五 筆界特定の手続について法務局又は地方 法務局に提出し、又は提供する書類又は電 磁的記録の作成 六 前各号に掲げる事務についての相談 七 土地の筆界(不動産登記法第二百三十三 条第一号に規定する筆界をいう。第二十五 条第二項において同じ。)が現地において明 らかでないことを原因とする民事に関する紛 争に係る民間紛争解決手続(民間事業者が、 紛争の当事者が和解をすることができない民 事上の紛争について、紛争の当事者双方か らの依頼を受け、当該紛争の当事者との間 の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外 紛争解決手続(訴訟手続によらずに民事上 の紛争の解決をしようとする紛争の当事者 のため、公正な第三者が関与して、その解 決を図る手続をいう。)をいう。)であつて当 該紛争の解決の業務を公正かつ適確に行う ことができるものと認められる団体として法 務大臣が指定するものが行うものについて の代理 八 前号に掲げる事務についての相談 九 前項第七号及び第八号に規定する業務(以 下「民間紛争解決手続代理関係業務」とい う。)は、次のいずれにも該当する調査士に 限り、行うことができる。この場合において、 同項第七号に規定する業務は、弁護士が同一 の依頼者から受任している事件に限り、行 うことができる。 一 民間紛争解決手続代理関係業務につ いて法務省令で定める法人が実施する研 修であつて法務大臣が指定するものの課 程を修了した者であること。 二 前号に規定する者の申請に基づき法 務大臣が民間紛争解決手続代理関係業務 を行うのに必要な能力を有すると認定 した者であること。	三 土地家屋調査士会(以下「調査士会」とい う。)の会員であること。 3 法務大臣は、次のいずれにも該当するもの と認められる研修についてのみ前項第一号 の指定をするものとする。 一 研修の内容が、民間紛争解決手続代理関 係業務を行うのに必要な能力の習得に十分 なものであること。 二 研修の実施に関する計画が、その適正か つ確実な実施のために適切なものであるこ と。 三 研修を実施する法人が、前号の計画を適 正かつ確実に遂行するに足る専門的能力 及び経理的基礎を有するものであること。 4 法務大臣は、第二項第一号の研修の適正か つ確実な実施を確保するために必要な限度 において、当該研修を実施する法人に対し、 当該研修に関して、必要な報告若しくは資 料の提出を求め、又は必要な命令をするこ とができる。 5 調査士は、第二項第二号の規定による認定 を受けようとするときは、政令で定めると ころにより、手数料を納めなければならない。 第四号第二号中「調査士の業務(前各号に掲 げる事務を行う業務をいう。以下同じ。)」を「 前条第一項第一号から第六号までに規定す る業務」に改める。 第九号第一項中「土地家屋調査士会(以下「調 査士会」という。)」を「調査士会」に改める。 第二十二号中「(依頼)」の下に「(第三項第一 項第四号及び第六号(第四号に限る。))」に 規定する業務並びに民間紛争解決手続代理 関係業務に関するものを除く。」を加え、同 条の次の一条を加える。 (業務を行ない得ない事件) 第二十二号の二 調査士は、公務員として職務 上取り扱った事件及び仲裁手続により仲裁人 として取り扱った事件については、その業務	を行つてはならない。 2 調査士は、次に掲げる事件については、第 三項第一項第四号から第六号(第四号及び第 五号に限る。)までに規定する業務(以下「 筆界特定手続代理関係業務」という。)を行 つてはならない。ただし、第三号及び第七 号に掲げる事件については、受任している事 件の依頼者が同意した場合は、この限りで ない。 一 筆界特定手続代理関係業務又は民間紛 争解決手続代理関係業務に関するものとし て、相手方の協議を受けて賛助し、又はそ の依頼を承諾した事件 二 筆界特定手続代理関係業務又は民間紛 争解決手続代理関係業務に関するものとし て、相手方の協議を受けた事件で、その協議 の程度及び方法が信頼関係に基づくものと 認められるもの 三 筆界特定手続代理関係業務又は民間紛 争解決手続代理関係業務に関するものとし て受任している事件(第三項第一項第五号に 規定する業務に関するものとして受任してい るものを除く。第七号において同じ。)の 相手方からの依頼による他の事件 四 調査士法人(第二十六号に規定する調査 士法人をいう。以下この条において同じ。) の社員又は使用人である調査士としてその 業務に従事していた期間内に、当該調査士 法人が、筆界特定手続代理関係業務又は民 間紛争解決手続代理関係業務に関するもの として、相手方の協議を受けて賛助し、又 はその依頼を承諾した事件であつて、自ら これに関与したもの 五 調査士法人の社員又は使用人である調査 士としてその業務に従事していた期間内に 、当該調査士法人が筆界特定手続代理関係 業務又は民間紛争解決手続代理関係業務 に関するものとして相手方の協議を受けた 事件で、その協議の程度及び方法が信頼関	係に基づくものと認められるものであつて、自 らこれに関与したもの 六 調査士法人の使用人である場合に、当該 調査士法人が相手方から筆界特定手続代理 関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業 務に関するものとして受任している事件 七 調査士法人の使用人である場合に、当該 調査士法人が筆界特定手続代理関係業務又 は民間紛争解決手続代理関係業務に関する ものとして受任している事件(当該調査士 が自ら関与しているものに限る。)の相手方 からの依頼による他の事件 3 第三項第二項に規定する調査士は、前項各 号に掲げる事件及び次に掲げる事件につ いては、民間紛争解決手続代理関係業務を行 つてはならない。ただし、同項第三号及び第七 号に掲げる事件並びに第二号に掲げる事件につ いては、受任している事件の依頼者が同意し た場合は、この限りでない。 一 調査士法人(民間紛争解決手続代理関係 業務を行うことを目的とする調査士法人を 除く。次号において同じ。)の社員である場 合に、当該調査士法人が相手方から筆界特 定手続代理関係業務に関するものとして受 任している事件 二 調査士法人の社員である場合に、当該調 査士法人が筆界特定手続代理関係業務に関 するものとして受任している事件(当該調 査士が自ら関与しているものに限り、第三 条第一項第五号に規定する業務に関するもの として受任しているものを除く。)の相手 方からの依頼による他の事件 第二十四号の次に次の一条を加える。 (秘密保持の義務) 第二十四号の二 調査士又は調査士であつた者 は、正当な事由がある場合でなければ、業務 上取り扱った事件について知ることのできた 秘密を他に漏らしてはならない。 第二十五号第二項中「境界」を「筆界」に改め
--	---	---	--

る。

第二十九条中「調査士の業務」を「第三条第一項第一号から第六号までに規定する業務」に、「法令等に基づきすべての調査士が行うことができるものとして法務省令で定める業務の全部又は一部」を「次に掲げる業務」に改め、同条に次の各号を加える。

一 法令等に基づきすべての調査士が行うことができるものとして法務省令で定める業務の全部又は一部

二 民間紛争解決手続代理関係業務

第二十九条に次の一項を加える。

2 民間紛争解決手続代理関係業務は、社員のうち第三条第二項に規定する調査士がある調査士法人（調査士会の会員であるものに限る。）に限り、行うことができる。

第三十五条に次の一項を加える。

2 民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的とする調査士法人における民間紛争解決手続代理関係業務については、前項の規定にかかわらず、第三条第二項に規定する調査士である社員（以下「特定社員」という。）のみが業務を執行する権利を有し、義務を負う。

第三十五条の次に次の二条を加える。

（法人の代表）

第三十五条の二 調査士法人の社員は、各自調査士法人を代表する。ただし、定款又は総社員の同意によつて、社員のうち特に調査士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。

2 民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的とする調査士法人における民間紛争解決手続代理関係業務については、前項本文の規定にかかわらず、特定社員のみが、各自調査士法人を代表する。ただし、当該特定社員の全員の同意によつて、当該特定社員のうち特に民間紛争解決手続代理関係業務について調査士法人を代表すべきものを定めることを妨げない。

（社員の責任）

第三十五条の三 調査士法人の財産をもつてその債務を完済することができないときは、各社員は、連帯して、その弁済の責任を負う。

2 調査士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときも、前項と同様とする。

3 前項の規定は、社員が調査士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明したときは、適用しない。

4 民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的とする調査士法人が民間紛争解決手続代理関係業務に関し依頼者に対して負担することとなつた債務を当該調査士法人の財産をもつて完済することができないときは、第一項の規定にかかわらず、特定社員が当該調査士法人を脱退した特定社員を含む。以下この条において同じ。が、連帯して、その弁済の責任を負う。ただし、当該調査士法人を脱退した特定社員が脱退後の事由により生じた債務であることを証明した場合は、この限りでない。

5 前項本文に規定する債務についての調査士法人の財産に対する強制執行がその効を奏しなかつたときは、第二項及び第三項の規定にかかわらず、特定社員が当該調査士法人に資力があり、かつ、執行が容易であることを証明した場合を除き、前項と同様とする。

6 商法第九十三条の規定は、調査士法人の社員の脱退について準用する。ただし、同条第一項及び第二項の規定は、第四項本文に規定する債務については、準用しない。

第三十六条の次に次の二条を加える。

（民間紛争解決手続代理関係業務の取扱い）

第三十六条の二 民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的とする調査士法人は、特定社員が常駐していない事務所においては、民間紛争解決手続代理関係業務を取り扱うことができない。

（特定の事件についての業務の制限）

第三十六条の三 調査士法人は、次に掲げる事件については、筆界特定手続代理関係業務を行つてはならない。ただし、第三号に掲げる事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りでない。

一 筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして、相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件

二 筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づく認められるもの

三 筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件（第三条第一項第五号に規定する業務として受任している事件を除く。）の相手方からの依頼による他の事件

四 使用人が相手方から筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件

五 第二十二條の二第一項に規定する事件、同条第二項第一号から第五号までに掲げる事件又は同条第三項に規定する同条第二項第一号から第五号までに掲げる事件として社員の半数以上の者が筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務を行つてはならないこととされる事件

六 民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的とする調査士法人以外の調査士法人にあっては、第三条第二項に規定する調査士である社員が相手方から民間紛争解決手続代理関係業務に関するものとして受任している事件

2 民間紛争解決手続代理関係業務を行うことを目的とする調査士法人は、次に掲げる事件については、民間紛争解決手続代理関係業務

を行つてはならない。

一 前項第一号から第四号までに掲げる事件
二 第二十二條の二第二項に規定する事件、同条第二項第一号から第五号までに掲げる事件又は同条第三項に規定する同条第二項第一号から第五号までに掲げる事件として特定社員の半数以上の者が筆界特定手続代理関係業務又は民間紛争解決手続代理関係業務を行つてはならないこととされる事件
第四十一條第五項中「第七十六條」を「第七十七條から第七十九條まで及び第八十一條」に改め、同条第六項中「第九十三條」を「第九十二條」に改める。

第六十四條第一項中「第三条第一号並びに同条第二号及び第三号（同条第一号）を「第三条第一項第一号から第三号までに掲げる事務（同項第二号及び第三号に掲げる事務にあつては、同項第一号」に改め、「に限り」の下に「及びこれらの事務に関する同項第六号」を加える。

第六十八條第一項中「第六十四條第一項に規定する」を「第三条第一項第一号から第五号までに掲げる事務（同項第二号及び第三号に掲げる事務にあつては、同項第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。）又はこれらの事務に関する同項第六号に掲げる」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、弁護士若しくは弁護士法人が同項第二号から第五号までに掲げる事務（同項第二号及び第三号に掲げる事務にあつては、同項第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関する審査請求の手続に関するものに限る。）若しくはこれらの事務に関する同項第六号に掲げる事務を行う場合又は司法書士法第三條第二項に規定する司法書士若しくは同項に規定する簡裁訴訟代理等関係業務を行うことを目的とする司法書士法人が第三條第一項第四号若しくは第五号に掲げる事務（同法第三條第一項第八号に規定する筆界特

定の手続に係るものに限る。若しくはこれらの事務に関する第三号第一項第六号に掲げる事務を行う場合は、この限りでない。

第七十一条の次に次の一条を加える。

第七十一条の二 第二十四条の二の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(不動産登記法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の不動産登記法(以下この項において「新不動産登記法」という。)第百三十一条第四項において準用する新不動産登記法第十八条第一号の規定は、法務局又は地方法務局ごとに同号に規定する方法による筆界特定申請をすることができ、筆界特定の手続(新不動産登記法第六章第二節の規定による筆界特定の手続をいう。以下この項において同じ。)として法務大臣が指定した筆界特定の手続について、その指定の日から適用する。

2 前項の規定による指定は、告示してしなければならない。

(司法書士法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の司法書士法(次項において「旧司法書士法」という。)第三条第二項第一号に規定する研修の課程を修了した者は、第二条の規定による改正後の司法書士法(次項において「新司法書士法」という。)第三条第二項第一号に規定する研修の課程を修了した者とみなす。

2 この法律の施行前に旧司法書士法第三条第二項第二号の規定による認定を受けた者は、新司法書士法第三条第二項第二号の規定による認定を受けた者とみなす。

(土地家屋調査士法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 この法律の施行前に第三条の規定による改正前の土地家屋調査士法第四条第二号に規定する調査士の業務を行うのに必要な知識及び技能を有すると認められた者は、第三条の規定による改正後の土地家屋調査士法(附則第十条において「新土地家屋調査士法」という。)第四条に規定する調査士となる資格を有する者とみなす。

(非訟事件手続法の一部改正)

第五条 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第百二十五条第一項中「第百二十四条乃至第百二十八条、第百二十九条第一項乃至第三項並ニ第百三十条」を「第百五十二条乃至第百五十六条、第百五十七条第一項乃至第三項並ニ第百五十八條」に改める。

(抵当証券法の一部改正)

第六条 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第四十一条中「第百二十五条」を「第百五十三条」に、「第百二十七条」を「第百五十五条」に、「第百二十八条、第百二十九条第一項乃至第三項並ニ第百三十条」を「第百五十六条、第百五十七条第一項乃至第三項並ニ第百五十八條」に改め、「於テハ」の下に「同法第二十三条第一項中前条」トアルハ「抵当証券法(昭和六年法律第十五号)第三条第一項」ト、「同条ただし書の規定」トアルハ「正当な理由」ト、を加える。

(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)

第七条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第七号中「若しくは第百二十一条第一項」を、「第百二十一条第一項若しくは第百四十九条第一項」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十

五号)の一部を次のように改正する。
別表第一第二十三号中「資格の登録」の下に

(一) 司法書士の登録又は認定

イ 司法書士法(昭和二十五年法律第百九十七号)第八条(司法書士名簿の登録)の司法書士の登録
ロ 司法書士法第三条第二項第二号(簡裁訴訟代理等関係業務の認定)の認定

(二) 土地家屋調査士の登録又は認定
イ 土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第百二十八号)第

八条(土地家屋調査士名簿の登録)の土地家屋調査士の登録
ロ 土地家屋調査士法第三条第二項第二号(民間紛争解決手続代理関係業務の認定)の認定

	登録件数	認定件数
イ	一件につき三万円	一件につき五万円
ロ	一件につき三万円	一件につき五万円

(罰則の適用に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況等を勘案し、新土地家屋調査士法第三条第二項に規定する民間紛争解決手続代理関係業務に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

土地の筆界の迅速かつ適正な特定を図り、筆界をめぐる紛争の解決に資するため、登記官が、土地の所有権登記名義人等の申請により、筆界調査委員の意見を踏まえて土地の筆界を特定する制度を創設するほか、司法書士及び土地家屋調査士の業務について筆界の特定に関する手続の代理及び民間紛争解決手続の代理に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

「若しくは認定」を加え、同号(二)及び(三)を次のように改める。